

令和5年第3回柳津町議会定例会会議録

令和5年9月6日第3回柳津町議会定例会は柳津町議会議場に招集された。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番 磯目 泰彦	5番 岩 渕 清 幸	9番 鈴 木 吉 信
2番 新井田 順一	6番 松 村 亮	10番 田 崎 信 二
3番 伊 藤 純	7番 伊 藤 昭 一	11番 齋 藤 正 志

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 会議事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名について

会期の決定について

諸般の報告について

町長の説明について

一般質問（通告順）

議案第63号 令和4年度柳津町歳入歳出決算認定について

報告第1号 決算特別委員会付託案件審査結果報告について

議案第64号 令和5年度柳津町一般会計補正予算

議案第65号 令和5年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算

議案第66号 令和5年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第67号 令和5年度柳津町介護保険特別会計補正予算

議案第68号 令和5年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算

議案第69号 令和5年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算

議案第70号 令和5年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算

議案第71号 令和5年度柳津町下水道事業特別会計補正予算

議案第72号 令和5年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算

議案第73号 令和5年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算

議案第74号 教育委員会委員の任命同意について

議案第 75 号 教育委員会委員の任命同意について

報告第 5 号 専決処分の報告について（専決第 9 号損害賠償の額の決定及び和解について）

報告第 6 号 専決処分の報告について（専決第 10 号損害賠償の額の決定及び和解について）

報告第 7 号 一般財団法人やないづ振興公社経営状況報告について

報告第 8 号 地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告について

議員の派遣について

令和5年第3回柳津町議会定例会会議録

第1日 令和5年9月6日（水曜日）

1. 出席議員は次のとおりである。

1番 磯目泰彦	5番 岩渕清幸	9番 鈴木吉信
2番 新井田順一	6番 松村亮	10番 田崎信二
3番 伊藤純	7番 伊藤昭一	11番 齋藤正志

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席を求められ、出席した者は次のとおりである。

町長 小林功	保育所長 成田智恵
副町長 矢部良一	教育長 神田順一
総務課長 菊地淳一	教育課長 新井田理恵
出納室長 天野一保	公民館長 田崎治
町民課長 杉原満	代表監査委員 岩佐利昭
地域振興課長 鈴木秀文	建設係長 橋本健
みらい創生課長 天野美穂	上下水道係長 佐藤雄一

4. 会議に職務のため出席した者の職氏名。

議会事務局長 橋本千恵 主査 鈴木勝久

5. 会議事件は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 町長の説明について

日程第5 一般質問（通告順）

日程第6 議案第63号 令和4年度柳津町歳入歳出決算認定について

◎開会及び開議の宣告

○議長

ただいまから、令和5年第3回柳津町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。（午前10時00分）

議事に入る前に、令和5年第2回議会定例会における1番、磯目泰彦君の一般質問に対する答弁について、みらい創生課長から答弁内容に一部修正がありますので、みらい創生課長の発言を許します。

みらい創生課長。

○みらい創生課長

おはようございます。

それでは、私のほうから6月議会における磯目議員のミライツナガル会議に関する一般質問の再質問に対する私の答弁内容の一部を修正させていただきます。

ミライツナガル会議は、町の附属機関か、私的諮問機関かという質問に対し、ミライツナガル会議の設置目的は次代を担う住民の意見を行政に反映させることであるため、どちらかと言えば町の附属機関であるという内容の答弁をしました。

しかしながら、附属機関として委員の身分を非常勤の特別職とし、ミライツナガル会議を条例で定める行政組織とした場合、委員の自由な発言や行動に支障が生じるおそれがあること、また、ミライツナガル会議の性質上、行政の諮問機関として独立したものではなく、町と一緒にまちづくりを考えていくという位置づけであることから、条例に根拠を置かない私的諮問機関であるという内容に修正をさせていただき、会議の条例化は行わず、設置要綱で定めることとしたいと思います。

また、現在の要綱については、指摘いただいた個人情報の秘密保持等やコンプライアンス遵守、また、会議の目的に沿った内容に改正し、適切な運営を心がけてまいりたいと思います。

以上のとおり報告をさせていただきます。

○議長

説明が終わりました。

1番、磯目泰彦君、ただいまの修正答弁について、よろしいでしょうか。

1番、磯目泰彦君。

○1番

今の課長の説明で十分理解はしました。

しかし、一言だけ申し添えておきたいのは、本会議場において、やはり課長の答弁というのは、大変重きものだというふうに思っております。今回、こういうふうに修正という形になりましたけれども、今後、十分に答弁内容については精査して発言していただきたいという事を申し添えまして、了解いたしました。

以上です。

○議長

ただいまのみらい創生課長の発言のとおり、1番、磯目泰彦君の一般質問に対する答弁については、一部修正することといたします。

次に、本日の議事日程はお手元にお配りのとおりであります。

これより議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名について

○議長

日程第1、会議録署名議員の指名について。

本定例会の会議録署名議員は会議規則第127条の規定により指名をいたします。

6番、松村 亮君、7番、伊藤昭一君、9番、鈴木吉信君、以上3名を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期については、さきの議会運営委員会において、本日から9月13日までの8日間と協議願ったところではありますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本定例会の会期を本日から8日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告について

○議長

日程第3、諸般の報告について。

これより令和5年6月8日開会の第2回定例会以降、本日までの諸般の報告をいたします。

議会の諸般の報告については、お手元にお配りのとおりでありますので報告に代えます。

次に、柳津町監査委員より、令和5年6月から8月までにに関する例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしましたので報告に代えます。

次に、会津若松地方広域市町村圏整備組合議会の報告を求めます。

7番、伊藤昭一君。

○7番（登壇）

おはようございます。

会津若松地方広域市町村圏整備組合議会の報告を申し上げます。

9月5日、昨日でありますけれども、臨時会が開催されております。管理者から提出された付議案件については、条例案件で2件、単行案件1件の計3件であります。1つとしては、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例、2つ目に、火災予防条例の一部を改正する条例、3つ目に、県市町村総合事務組合の組織数の減少及び規約の改正であります。この3つ目の議案につきましては、柳津町議会においても先般、可決承認をされております。以上の3議案については、全会一致によって可決されました。

次に、議会案件として、今年の8月まで統一地方選挙における組合議会に改選がございます。組合議員の構成替えに伴って、議長選挙、常任委員会委員の選出、議会運営委員会委員の選出、合わせて3件が提出され、議長選挙では、会津若松市議会議員2名が立候補して投票による選挙の結果、大山享子議員が新しく議長に就任いたしました。また、常任委員会及び議会運営委員会の新委員につきましては、組合議会の先例によって、新しくなった議長による指名をもって全会一致で選出されております。

なお、各常任委員会の委員長、そして副委員長、議会運営委員会委員長並びに副委員長等の詳細につきましては、事務局に報告をしてございますので、後ほどご覧いただきますようお願い申し上げたいと思います。

以上、報告に代えます。

○議長

以上をもって諸般の報告を終わります。

◎町長の説明について

○議長

日程第4、町長の説明について。

町長の挨拶と提出議案の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

おはようございます。

本日、令和5年第3回柳津町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多忙の折にもかかわらずご出席をいただき、誠にありがとうございます。

さて、例年のない猛暑が続いたこの夏、気象庁の発表では1946年の統計開始以来、夏の平均気温が北日本と東日本で1位、西日本でも1位タイの高温となりました。まさに異常気象とも言えるこの危険な暑さに対し、町といたしましても、防災無線や広報紙等で熱中症の予防と対策を注意喚起してきたところであります。

一方、7月には、九州地方や秋田県において大雨による浸水や土砂崩れ等の災害が発生し、多くの方が被害に遭われました。謹んでお見舞いを申し上げ、一刻も早い復旧を願うものであり、当町の防災体制の整備も確実に進めていかななくてはならないと再確認をしたところであります。

また、東日本大震災に起因する東京電力福島第一原子力発電所の事故から12年がたった先月下旬、多核種除去設備等処理水、いわゆるALPS処理水の海洋放出が始まりました。

これは、皆さまご存じのとおり、事故が発生した福島第一原子力発電所の建屋内からくみ上げた放射性物質を含む汚染水からほとんどの放射性物質を取り除いた処理水を貯蔵している巨大なタンクが敷地内に増え続け、1,000基を超えるタンクが満杯状態にあります。今後、廃炉作業を安全に進めるために、新しい施設の建設場所の必要性と災害等によるタンクの破損による処理水の漏えいのリスクがあることから、ALPS処理水を処分し、数多くのタンクを減らしていくことが、廃炉と復興に向けての必要な作業と言われております。

今回の海洋放出については、IAEA国際原子力機関の承認を受け、政府決定の下、海水で十分に薄めて海洋放出をすることとなったものであります。専門家の大多数は、この放出に関して安全との見解であり、生態系への影響が出てはこないと考えられています。しかし、水産業を中心に多くの方が放出に反対であり、世論も、放出に賛成というよりは、やむなしの声が多いと思われれます。そして、風評被害により、特に福島県産の水産物が被害を受けるのではないかと心配されております。現に中国では放出に反対しており、日本産の水産物の禁輸という対抗措置に出ました。

しかし、当該原発の廃炉のためには、処理水の問題は避けて通ることができず、処理水の放出にも30年を要するとされています。国と東京電力には、海のモニタリングを継続、公表

し透明性を保って計画を進めてほしいものであり、我々も、その進捗には目を光らせ、必要な意見は直接伝えていく必要があると考えております。

さて、8月10日に行われた霊まつり流灯花火大会では、6万5,000人の来場者があり、例年よりも2,000発多い7,000発の花火が夜空に花を咲かせました。本事業に携わっていただいた関係各位に敬意を表しますとともに、こういったイベントを通じて観光客及び交流人口の増加を図り、相乗効果により地域を盛り上げてまいります。

結びに、令和5年度も折り返しとなります。国・県をはじめ関係機関と連携を図りながら、本年度の事業を確実に実行し、「みらい創生。ひと・ゆめ・れきしをつなぐまち」実現のため、各種事業に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましても、ご理解とご支援を賜りますようお願いをいたします。

なお、本議会に提案いたします案件は、令和4年度決算認定に関する案件、1件、令和5年度補正予算に関する案件、10件、教育委員会委員の任命同意に関する案件、2件、専決処分の報告に関する案件、2件、一般財団法人やないづ振興公社経営状況の報告に関する案件、1件、地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告に関する案件、1件、以上の17件であります。

慎重審議の上、全議案、議決賜りますようお願いを申し上げまして、私の挨拶といたします。

◎一般質問

○議長

日程第5、これより一般質問を行います。

通告順により磯目泰彦君の登壇を許します。

1番、磯目泰彦君。

○1番（登壇）

おはようございます。

それでは、一般質問に移りたいと思います。

商工業の振興についてであります。

柳津町の商工業を取り巻く環境は、景気低迷や少子高齢化、人口流出によって社会減、自然減のまさにダブルパンチとも言える状況が依然として続いています。工業については、新規企業の進出や工業団地内既存企業への道路改良に支援策を講じて一定の効果が見られました。しかしながら、商業については、中心商店街の空き店舗が目立ち、「空洞化」や「後継

者不足」等諸問題がいまだ解決の糸口すら見えないまま、年々減少を続けています。観光の町として柳津町の経済活動の中心的役割を今日まで担ってまいりました。そこで、まずは町内の商店や旅館のさらなる持続支援が急務と考えるが、町長の2期目の重点取組項目に商業の活性化策はありません。

そこで次の点について伺います。

- (1) 商業版「後継者支援制度」のさらなる充実について。
- (2) 空き店舗と新規起業者とのマッチング策等についてであります。
- (3) 商店街の活性化の促進策（商品券等）についてであります。

以上、3点について伺います。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

1番、磯目泰彦議員のご質問にお答えいたします。

商工業の振興についてであります。私の2期目の公約の中において、会津柳津駅舎の改修を実施することにより、まちなかへの人の流れをつくり商店街の活性化にもつなげてまいりたいということを掲げております。

現状では、議員ご指摘のとおり、中心商店街の空き店舗が目立つようになってきており、原因としましては、人口減少や高齢化、後継者不足、さらには、新型コロナウイルスの影響や燃料費の高騰による事業者の経営圧迫など、様々な要因が考えられます。

町では、中心商店街の空洞化は重大な課題の1つとして認識しており、関係団体等とも情報共有や連携を図りながら対策を講じてまいりたいと考えております。

まず、商業版「後継者支援制度」につきましては、町では平成29年度より柳津町小規模事業者後継者支援事業補助金交付要綱を制定し、後継者に対して既存の事業の継承や新たな事業展開に必要な機材の購入費用等の一部を補助してまいりました。令和4年度の実績としましては、3件の申請に対し補助金を交付しているところであり、本事業につきましては、現状に合わせた利用しやすい補助制度として、関係者の意見を伺いながら随時、要綱の内容について見直しを行い、事業の継承を支援してまいりたいと考えております。

次に、空き店舗と新規起業者とのマッチング策につきましては、空き店舗や空き家を活用した新たな起業について相談があった場合、起業者のニーズに合う物件があるか、空き家の

所有者の合意がいただけるかなど、課題は多いかと思いますが、空き家調査のデータを活用し、物件や所有者の紹介など、商工会とも連携をしながら、できる限りの対応をしてみたいと考えております。

また、起業時の店舗や事務所等の開設に係る改修費用等の一部を助成する柳津町起業者支援事業補助金交付要綱が制定されておりますので、本事業を活用していただくことにより、空き店舗対策としても効果が得られるのではないかと考えております。

次に、商店街の活性化の促進策についてであります。中小企業の基盤強化としては、柳津町中小企業融資利子補給金交付事業等の継続や制度拡充により対策を講じてまいりました。また、本年度の支援策につきましては、まちなかにぎわい活性化事業として、民間による商店街を中心としたにぎわい創出事業に対し補助金を交付し支援を行っております。

近年、民間において国や県などの補助事業を積極的に活用し、商店街等の活性化を図る取組をされておりますので、今後とも町としましても支援、協力をしてまいりたいと考えております。

さらに、消費喚起事業としましては、令和5年度の当初予算では計上いたしませんでしたが、今回、地方創生臨時交付金が交付されることに伴い、臨時的にはございますが、プレミアム付き商品券発行事業や宿泊者商品券贈呈事業などへの補助金の交付を実施したいと考えており、本議会に補正予算として提案をさせていただいております。

今後も、町としましては、空き店舗対策や事業継承支援、商店街の活性化について継続して支援をしていくことも重要であります。町と民間が協働して商店街の活性化を推進していく仕組みづくりの構築が重要ではないかと考えております。関係者や有識者の意見も伺いながら、活力ある産業とにぎわいと交流のあるまちづくりを実現してまいりたいと考えております。

○議長

これより、一問一答方式により再質問を許します。

1番、磯目泰彦君。

○1番

それでは、町長の答弁に対して何点か再質をしたいと思います。

まず、これは町長にお聞きしたいと思います。ただいまの答弁内容を伺いますと、関係団体との情報共有、連携を図るなんていうのが、これはもう、常にこういう言葉を聞いています。はっきり言って、これは当然の話なんですね。答弁の内容でこういった内容というの

は非常に、私は、ちょっと研究不足かなというふうに思います。既に現状は次のフェーズを迎えていると私は思っております。

そこで、答弁にありましたJR柳津駅とまちなか、人の流れをどのようにつくっていくのか。また、即効性のある活性化策が2期目の重点取組項目にならなかったのか。町長の今の考えと今後について伺いたいと思います。

○議長

町長。

○町長

駅改修についてであります。駅を改修することによって駅の中に赤べこの工房を設置したいと考えております。さらに、観光案内ができる案内所、そこには、今、無人駅でありますけれども、常時人を置くことによって、まちなかへの案内をしていくという機能を持たせていきたいと思っております。駅での各種イベント開催なども集客が可能となりますし、また、人を置くということでレンタサイクルの設置なども可能になってくるということでもあります。駅を利用する観光客をぜひまちなかへ誘導して、商店街の活性化につなげたいと考えております。

只見線の沿線自治体の駅では、駅から2キロないし3キロぐらいで町の観光スポットを歩いて回れるというところは恐らくないと思います。ですから、柳津町の場合は、駅からできれば歩く、あるいは、サイクリング、自転車を使ってまちなかをゆっくりと周遊していただけるような取組につなげていきたい。私のイメージでは、観光客の皆さんにスニーカーとリュックを背負いながら3時間、4時間、柳津町で過ごしていただければ、そんなふうに考えているところであります。

即効性のある活性化策ということでもありますけれども、現時点で幾つかの活性化策を実施しておりますけれども、今回、まちなかに人を呼び込むということで長期的な施策と言えますけれども、こういったものを今ある施策と一緒に並行して行うことによって相乗的な効果が生まれてくるんだろうというような考えを持っております。

○議長

1番、磯目泰彦君。

○1番

町長の考えを今、お話しいただきました。確かに駅の中、そして案内、あとはレンタサイクルですか、そういったものでまちなかを見ていただくと。2キロの範囲で結構、町の中を

見られるのは、なかなか柳津町じゃないとないよというようなお話だったと思うんですけども、やはりそれにしても、町の中が空き店舗だらけでは、これは回る魅力もない、回ることもできないというようなことも危惧されると私は思います。

そこで、柳津町の今の現状ということで、パネルをご覧くださいながら少し説明をして伺いたいと思います。

それでは、パネルのほうをご覧ください。

パネルの数字は平成11年から令和4年まで、商工会員数と雇用保険者数を表しております。これにつきましては、正直に言いますと、11年から令和4年までで相当数、会員数と雇用保険者数が減っているということが分かるわけでございます。

見ていただければ、まず、会員数なんですけど、平成11年で210事業者があったんですが、現在、令和4年ということであると148者ということになります。そして、30年間の中でどのくらい減ったかということ、会員数で約30%、そして、雇用保険者数では60%のマイナスになっている計算になります。

しかし、ただ減ったというようなことだけでは私はないと思っております、注目したいのは、平成29年から令和4年までの部分に注目をしていただきたいと思います。雇用者数はマイナス5%に対して、会員数は約10%のマイナスになっています。これは何を示しているかということ、雇用をされていない事業者、いわゆる事業主、そして配偶者の方、またはお子様というようなことで、そういった小さい事業所の方が減っていると数字では出ているというふうに考えるわけでございます。

そこで、質問なんですけど、事業者の休廃業について伺いたいと思います。町長にお聞きをしますね。休廃業は後継者不足の要因もあるというふうに町長の答弁がありましたけれども、それでは、なぜ後継者が不足しているのか。この不足の要因を町長に伺いたいと思います。

○議長

町長。

○町長

商工業者の後継者不足の要因ということでありましてけれども、これは、何と言ってもやはり少子高齢化、人口減少ということが非常に大きな要因になっているというふうに私は考えております。

○議長

1 番、磯目泰彦君。

○1番

そのとおり、結局、少子高齢化ということで後継者の方、もちろん残っていただけないというような部分もあろうかというふうに思いますけれども。

後継者支援制度ということで、充実ということで、今回1問目にお聞きをしたいところであつたわけでございます。そういうところを含めまして町長に伺った内容を考えながら、課長に伺いたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

今まで事業者の後継者の有無について、地域内での調査というのを役場のほうで実施したということはあるかどうか。その点をお聞きしたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長

それでは、ご質問にお答えいたします。

後継者に対する調査、アンケート等でございますけれども、過去にはあつたかもしれませんが、現状、私が存じ上げる中では、近年においては調査を行ったことはございません。

以上でございます。

○議長

1番、磯目泰彦君。

○1番

なかなか後継者のアンケートというか、地域内調査というのも、なかなかやはり数字的につかみづらい部分もあろうかとは思ふんですけれども。

全国を見ても、やはり後継者や事業承継ということについては、どうしても商工会、そして金融機関への相談が主ということになっているのかなというふうに思います。それらについて、今後、役場として事業承継を含めて後継者の地域内調査というのをやはり、やっていないのであれば、私はやったほうがいいのではないかというふうに思っているんですけれども、その点についてはどのように考えておりますか。課長、お願いします。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

事業継承に係る課題などを今後、洗い出すための調査として必要ではないかと考えております。町単独というよりは、商工会等の関係団体と協力、協議しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長

1 番、磯目泰彦君。

○1 番

続いては、その調査ということであるんですけども、事業継承というものの観点からですけれども、事業引継ぎ支援センターという、これは国の機関なんですけど、各都道府県に1か所設置されております。それらについての町での情報や今までの町の実績、そして、今後、活用の方向性などあったら伺いたいと思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

事業引継ぎセンターにつきましては、福島県においては県の産業振興センターの郡山事務所内に引継ぎセンターが国から委託されて設置されております。それについては存じておりますが、町内の方がどの程度センターを利用しているかということにつきましては、町として把握はしてございません。

センターの業務内容でございますけれども、事業継承に関する無料相談、また、事業継承計画策定の支援、事業継承診断、セミナーの実施など、各種各方面にわたって事業の支援を行っているところでございます。町としましては、そのような相談、町のほうでそういうところを使ってみたいとか、何かというふうになった場合につきましては、センターの利用を個別に積極的にPRしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

1 番、磯目泰彦君。

○1 番

了解しました。県全体で1件ということなので、なかなか民間的にちょっと使うのも厳しい状況なのかなと。積極的に町としても、そういった商工会と連携しながら、PRをして使っていただけるような努力をお願いしたいと思います。

それでは、具体的な内容について何点かお聞きをしたいと思います。

先ほど後継者不足ということで町長の見解をお聞きしました。しかし、その要因ということと問題点、対応策、その可能性について、パネルを見ながらまた質問したいと思います。

現在、柳津町では、商工業者についての支援ということで、先ほど答弁にもありましたけれども、3つ、おおむねあろうかと思えます。1点目は、起業者支援でございます。これは設備費ということで100万円。2点目が小規模事業者支援ということで、これは機材、そして、後継者の方に講習などを受けていただいた場合にということで上限30万円ということで出ております。そして、全体なんです、利子補給事業ということで年間の1.5%補助と保証金がゼロということで、町の支援策としては、主なところは答弁内容からもこのことだというふうに思っております。

しかし、今現在のところを見ますと、本当にこれで十分なのかというふうに私は思っております。そこで、次のパネルをご覧ください。

それでは、事業継承ということで問題点を少しお話しさせていただきたいと思えます。後継者不足ということで、後継者の不在。そして、事業の将来性に不安を感じると。続いては、事業の再生が厳しい。4番目が、事業の利益、収益の確保が厳しい。そして、従業員の雇用と継続をしていくのが大変厳しくなっているよと。6番目が、地域経済の衰退、弱体化ということで、これが大きな問題点の6つであるというふうに思っております。これを考えながら、1つずつこの問題点について改善案ということで私、考えてきましたので、それについて可能性と考えを伺いたいと思えます。

まず、1個目が、事業継承時のワンストップの窓口を創設すると。これは、どうしても地域振興課で担当していただくことになるのかなというふうに思いますが、課長、どうでしょう。こういったワンストップの窓口ということで創設をするということの可能性について伺いたいと思えます。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

現在も相談窓口としましては、事業継承と商工業の後継者問題につきましては地域振興課が窓口となっております。また、商工会につきましても、商工会員、また外部からの起業者につきましても、商工会でも受けているという状況でございます、なかなかどちらにとい

うことは難しいかもしれないんですが、お互いに同じような情報を共有することによって、どちらに行っても同じ、柳津の要綱、先ほど議員さんからお示しありましたが、そういった各種制度、事業要綱等も商工会へ情報共有をしております、そういった部分で、どちらに行っても商工会の保証事業、柳津町の補助事業と両方、どちらの窓口に来ても案内できるような体制は取っております。

ただし、ちょっとPR不足という部分もありまして、その辺が少し残念なところでありますので、もう少しその部分を、窓口としてのPRをしていきたいなと思っております。

先ほど引継ぎ支援センターの案内もございましたが、やはり専門的な知識が必要な場合もありますので、そういった場合には、事業引継ぎセンターへの取次ぎを積極的にということでございます。

以上でございます。

○議長

1 番、磯目泰彦君。

○1 番

課長にはそのようなことで、ワンストップ窓口というのは、結局どっちに行っても同じ、情報を今、共有するというふうに課長は言われましたけれども、やはりこれは役場に聞いてよ、これは商工会に聞いてよと、そういうたらい回しの状況にぜひともならないように、本当に情報の共有化ということをお願いをして、できる限り役場で相談、商工会で相談ということであれば、PRをうんとしていただきたいというふうに思います。

続いては2点目なんですが、これは町長に伺いたいと思いますけれども、事業継承時に相続や譲渡などが発生するわけでございます。どうしても税優遇という形で町でできないかなというふうに思っておりますけれども、この点について町長はどのような考えをお持ちか、お聞きしたいと思います。

○議長

町長。

○町長

事業承継に当たっては、やはり税金の問題というのは1つの大きな壁になってきていると思います。後継者問題、これは、商工関係者のみではなくて、農業関係者なども当然、該当してくることでありますけれども、産業の承継ということからすると本当に大きな問題であります。しかし、税金ということになりますと、想定されますのが相続税、あるいは贈与税

ということだと思います。いずれもこれは国税になります。なかなか国税分を町として優遇策を講じるということになると、様々な税の公平性という部分から難しい部分があるのかなと正直、今、思っております。

町でできることについては、納税についてはいろんなやり方によって大きな結果、違いが出てきますので、節税という部分でもそういった講習、勉強会の機会を設けるというような形であれば可能なのかなと、そんなふうに思っております。

○議長

1 番、磯目泰彦君。

○1 番

確かに国税ということでありますので、これを免除するとか、そういったところでは私も思ってはおりません。ただ、優遇ということの可能性をお聞きしたわけでございますけれども。

そういったところも含めて、3 点目なんですけど、事業引継ぎセンターということでお書きしましたけれども、これについては先ほどお聞きしましたので、飛ばしたいと思います。

4 番目なんですけど、国の事業というのが今、行われておりまして、これにつきましては、大きいところで3 事業ほど行われているわけでございます。現在、経営革新事業ということで3 分の2 から2 分の1、上限800 万円、これは経営者の交代などの場合に活用できるということであります。

2 番目が専門家を活用するということで、ちょっと小さいので、すみません。口頭でお話をさせていただきます。これは、M&A の専門家の活用ということで、やはり補助率は同じ3 分の2 から2 分の1 ということで600 万円の上限でございます。

3 番目が廃業・再チャレンジということで、これは既存の今までやっていた企業の内容、事業を廃業し新たな事業に転換するということで、これも補助率が3 分の2 から2 分の1 で150 万円の上限ということで、これはちょっと少ないような気がするんですけども。

こうして国としても今、事業承継ということと後継者問題ということで非常に注目している部分でありますので、ぜひとも町もこういった事業に追加支援ということでできないかなというふうに考えているわけでございますけれども、その点について可能かどうか。また、そのほかこの事業以外に何か町で持っている別な考えがあれば伺いたいと思います。課長にお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

それでは、お答えいたします。

今ほどご説明ありました国の補助制度でございますけれども、1つの例としましては、国の補助制度を利用された方の自己負担分に対しての助成などができるのではないかというふうには考えておりますが、ただし、助成することによって、国の補助要綱等もございますので、そこに反して二重補助と認められて国の補助は返還なんていう場合もございますので、そのような問題点が出てこないか、慎重に関係者と協議して、制定するのであればしていく必要はあるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

1番、磯目泰彦君。

○1番

確かに国との支援策の中で、そちらが減ってしまったのでは本末転倒になってしまいますので、その辺、十分に検討していただくというような余地をお願いしたいと思います。

1番目の質問については、最後というか、お願いにはなってしまうんですが、現在、柳津町で本当に直接的な後継者支援と言われるものは、やはり小規模事業者後継者支援事業補助金ということで、この1点だろうというふうに思っております。これから多くの後継者、そして若者が起業できるような環境づくり、そして、支援策を直接的な部分でお願いをしたいというふうに思っております。

それでは、続きまして2番の空き店舗と起業者とのマッチングについて伺いたいと思います。

町内商店街では、民間レベルで店舗のマッチングを行い、空洞化防止に努力をされている事例もございます。こゆ財団では、起業型地域起こし隊を募集し行政と連携をして空き店舗を活用しているというようにお話をいただきました。柳津町には、不動産業がございません。空き店舗の情報が見えにくいというような声もある。そういった部分は町はどのように、空き店舗に対してどのような対応をしているか、情報をどのように開示しているのか、伺いたいと思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

空き店舗の情報等につきましては、空き店舗の把握はしておりますが、それにつきまして町が、現時点では、積極的に情報を外部に発信ということ、今現在はしておりません。

以上でございます。

○議長

1番、磯目泰彦君。

○1番

これは本当に、商工会なんかも本当に一生懸命やはり、会員さんが減ってきているわけですから、やはりこういった部分も併せて、町と連携をしてやっていただきたい部分だなというふうに思っておりますので、この点についてもよろしく、情報公開、お願いをしたいと思います。

空き店舗対策として起業者支援事業補助金ということでございますけれども、実績は、当初予算を上回る内容で、2件ございました。しかし、この補助金については、一部、使いにくいなど、ちょっと対象に当てはまらないよというような声も聞かれるわけでありまして。特に補助対象者については要件がございまして、第2条の(1)と大きな2番でありますけれども、この部分について、もう少し見直しをして間口を広くしてもいいのではないかなというふうに思いますけれども、町の考えを課長、よろしくお願いします。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

それでは、お答えいたします。

要綱におきまして、例えば2条の2項でございますけれども、既に町内で事業所を開設している方が新たに事業所を開設する場合についての雇用者に関して、少し厳しい条件となっているのが現状でございます。

また、対象経費につきましても、現在、主なものとしましては店舗、事務所の外装、内装の費用、また、機器設備購入費用などが対象となっておりますが、近隣市町村、または、ほかの町村でもよくやっているものとしましては、土地を借りてる方や家屋、店舗を借りている方に対する、賃貸費用に対する助成ということもやっておりますので、柳津町としましても、今後、必要性がございましたら、そういった改正をして対象者が利用しやすい制度とし

てやっていきたいというふうに考えております。

○議長

1 番、磯目泰彦君。

○1 番

今、課長からお話をいただきまして、第2条の1というのは、今の説明でもありましたけれども、あくまで新規の方なんですよね。これはやはりちょっと厳しいのかなと。やはり町の中で新たに後継者の方が違う業種もやりたいよとか、ちょっと店舗を違うところで借りて違う業種もやりたいよというような意欲のある方、こういう方をやはり後押しをしていただきたいというふうに思います。

2 番目というのが、必ず配偶者並びに2親等以内の方以外の方を雇用しなさいよというような要綱になっているわけなんです。これもやはりなかなか厳しいのかなと。やはり当初、自分で、独りで開業して頑張ってみるという方や、やはり地域起こし隊も、これから1名の方で店を開くというような方であれば、やはりこの部分については対応になっていないので、ぜひとも、今、課長の答弁ではないですけども、見直しをしていただいて、土地建物の賃借料なんか面倒を見てもらえれば、若い方も随分楽に起業できるのではないかなというふうに思っておりますので、その点、要綱についてはよろしく今後、お願いをしたいというふうに思います。

続きまして、少し町の中というか全体的な質問をさせていただきたいと思うんですけども、平成10年に中心市街地活性化基本計画というのが国から出されまして、柳津町でも策定をされて、平成18年、そして平成26年と法改正がなされたわけでございます。柳津町でもその後のこの計画については町ではどのように対応しているのか、伺いたいと思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

それでは、お答えいたします。

柳津町の中心市街地活性化基本計画ということで、当時でございますが、おおむね5年から10年を計画期間として作成されております。各種ソフト事業等を行ってきたところでございますけれども、大きな整備については1件くらい、建物、ハードについて1件くらいと記憶しております。

その後、後継ではございませんけれども、少し都市再生整備計画というもの、社総金を利

活用しての町内の施設の整備ということで、その計画を若干つくっておきまして、そのときにはきよひめ公園の整備、観光案内所の整備、柳津駅の駅前の町道を含めましてそちらの整備等を行った経緯がございます。そのような形で対応しておりました。

以上でございます。

○議長

1 番、磯目泰彦君。

○1 番

都市再生整備計画ということで進めてきたんだなというふうに伺いましたけれども、その関係につきましては、やはり今後、活性化計画ということでもって行って、その方向性でいいのかどうなのか。その点について、今後、どういう方向性で都市再生計画を進めていくのかということをお聞きしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

今後の計画の方向性でございますが、中心市街地活性化、当初つくったものにつきましては、今現在、継続はしておりません。法改正か何か、ちょっと記憶が定かでないんですが、現時点で、これは国の認定される計画でございますので、現在、主に市だけが使っているような計画になっております。福島市であったり、こちらでも若松市が策定しておりますけれども、町村は県内ではゼロという形になっております。多分、法改正か何かあったのかなと思っております。

それに代わるものという感じではございませんけれども、現在、柳津町としましては、他課におきまして歴史的風致維持向上計画、通常、歴まち計画の策定に向けて進んでおまして、この中でももちろん中心市街地の整備等も含まれておりますので、そちらが代わるものかなというふうには思っております。

以上でございます。

○議長

1 番、磯目泰彦君。

○1 番

なかなか、法改正によって都市整備、そして、中心市街地活性化計画というのもやはり生かされていないというような答弁であったわけでございます。これの後継ということで、確

かに盛んに言われているのが歴まちということだと思いますけれども、特に歴まちというところは、しばらくここ何年か言われ続けている部分であるんですけれども、やはり景観条例というのが、非常に町並みの中でも絶対条件になってきているのかなど。歴まちの中でも大変重要な部分を占めているのかというふうに考えております。この歴まちについては、他課でございますので、少しだけみらい創生課長にはお聞きをしたいと思いますけれども、今後、景観条例を含めた制定、そして、歴まちの認定、タイムスケジュール及び現在の進捗状況について、お話できる範囲でいいですから、よろしく願いをいたします。

○議長

みらい創生課長。

○みらい創生課長

それでは、歴まちについてというご質問でございます。歴まちにつきましては、スケジュール的には今年度内の国の認定を目指して今、進めている段階でございます。現在の状況としましては、具体的にどういった事業を、数ある候補の中からどういった事業を計画の中に盛り込んでいくのかというような段階でございます。それについて認定された分については社総金等の国の補助も受けられる可能性があるというような状況でございますが、そのような状況でございます。

景観条例につきましては、基本的に計画が認定されて、計画していく中で必要があれば景観条例のほうも制定していくという考えで進めてまいりたいと思います。

○議長

1番、磯目泰彦君。

○1番

必要であれば景観条例も制定したいということだと思うんですけれども、ぜひとも私は景観条例は制定して、やはり町並み、そして、先ほども言いましたけれども、町並みの整備、色合い、そうしたものを条例の中に決めて、しっかり町でもその辺を補助なり助けていくという部分は、私は重要になってくるというふうに思いますので、これは歴まちと一緒に考えてぜひとも制定をお願いしたいというふうに思います。

それでは、続きまして、3番の商店街の活性化促進策ということについて伺いたいと思います。今、日本中は円安、そして物価高騰により9月には2,014品目、そして、いよいよ10月には4,262品目の値上げが見込まれています。さらに政府補助金の段階的な減額と、消費者はもとより小売業者、販売業者にも厳しい状況の中です。商品券の発売を予定して

いるということの答弁でありますので、この点についてはぜひともよろしくお願いをしたいと思えます。

ただし、この商品券については、以前から継続的に出していたのを一旦白紙ということになったわけでございますけれども、今後、この財源確保について、そして、換金手数料について、発行時期、タイミングをどのように町は判断をしていくのか、この点について伺いたいと思えます。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

答弁、申し上げます。

先ほども町長の答弁でも申し上げましたとおり、昨年度で一旦区切りをつけたわけですが、今回、地方創生臨時交付金が交付されることに伴いまして、臨時的にプレミアム付き福満商品券の販売に向けていきたいなということで、予算のほうを計上させていただいております。

ただし、国のお金がいつもあるわけございませんので、今後、再度、町単費による支援により商品券発行、こちら商工会さんの事業でもございますけれども、そういった要望がございました場合、商品券発行がある場合につきましても、事業所が負担する、商店の方が負担する2%の手数料の問題や、また、先ほどもありました財源確保、単費になってしまうと思うんですけれども、財源確保の面などから今までのような形での支援というのは難しいというふうに考えております。そういったところで、発行時期なども含めまして、今までは、現在でも商工会さんの事業のほうで実行委員会をちゃんと設置しまして、協議し、発行事業として進めてきたものでありますので、発行時期なども含めまして商工会との協議が必要だというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

1番、磯目泰彦君。

○1番

商品券事業につきましては、やはり経済状況、あとは町民の皆さんの声、そういったところをしっかりと、アンテナを高くして発行にこぎ着けていただければなというふうに思えます。今回、特別に交付金事業ということになりますので、この次、いつということはいえないの

は当然だと思いますので、ぜひともいろいろ、何かあれば、好機があればということで、目を光らせていただきたいなというふうに思います。

それでは、商品券事業以外に消費喚起策ということで何か考えていることがあれば、課長、伺いたいと思いますので、お願いします。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

それでは、答えいたします。

先ほども申し上げましたけれども、商品券事業、商工会さんと協議の上、昨年度、一旦区切りをつけたところでありまして、本年度につきまして商工会のほうにおきまして実行委員会を立ち上げ、商品券に代わる商店街の消費喚起システムの構築ということで現在、模索をしているところでございます。

その他の商店街の活性化策として考えられるものとしましては、若者には普通なんですけれども、P a y P a y やQRコードなどを活用した誘客方法、外貨を稼ぐと。それを商店街に落としてもらおうという方法も1つの例ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

1番、磯目泰彦君。

○1番

商品券事業は久しぶり、ずっとやってましたので、町民の方にはなじみが深いと思いますけれども、今、課長がお話のように、P a y P a y、QRコード、あとは電子マネー関係、こういった部分というのは、やはり若い方が使い慣れているという部分もあります。やはり商品券ってなかなかこう、若い方に購入していただけるという機会がどうか、購入される方が若干少ないのかなというふうに私は思っています。若い方にぜひともそういったQRコードであったりとか、P a y P a y ということで使いやすいのであれば、私はそちらの喚起策ということも今後、煮詰めていただければなというふうに思っております。

以上で私の質問は終わらせていただきたいんですが、最後に、時間がまだ少しあるのでお話をさせていただきたいと思います。質問とはちょっと関係ないんですが、町長には、今後2期目について、ぜひとも心の中に留めておいていただきたいというふうな思いがございましたので。

言葉の内容で「温故知新」というような言葉をよく耳にするわけでございます。こういった温故知新というところの意味合いとはまた別に、実は、ちょっと調べたんですが、私も勉強不足で初めて知ったんですが、見ていただくとちょっと分かりづらい文字かとは思いますが、見ても、「不易流行」という言葉があります。これは「不易を知らざれば基立ちがたく、流行を知らざれば風新たならず」ということなんです、これは、いつまでも変化しない本質的なものを忘れない中にも新しく変化を重ねていくものをも取り入れていくということの意味だそうでございます。温故知新とはちょっと意味合いが違うとは思いますが、やはり今までのものも大切にする。新しいものも取り入れていく。こういった、小林町長の信念の中にひとつお加えをいただければ、2期目ということでお願いをしたいというふうに思います。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長

これをもって、磯目泰彦君の質問を終わります。

◇ ◇ ◇

○議長

ここで暫時休議いたします。

再開を11時20分といたします。（午前11時06分）

○議長

議事を再開いたします。（午前11時20分）

◇ ◇ ◇

○議長

次に、伊藤昭一君の登壇を許します。

7番、伊藤昭一君。

○7番（登壇）

通告のとおり、スキー場の解体整備についてということで5点ほど質問をいたします。

1点目は、休止、休んでから既に10年が経過し、跡地利用を含め協議の場は十二分に確保されているにもかかわらず、遅々として進展しておりません。なぜなのかについて伺います。

2つ目、令和5年度予算の事業費793万2,000円のうち、施設取壊し工事として危険箇所のリフトワイヤー撤去に350万円を解体費用として計上しております。また、これらを精査すると、毎年350万円から400万円程度を経常経費として事業の予算化がされております。この

厳しい財政状況の中、「税金のムダ使い」をどのように認識をしているのか。併せて、一刻も早くこの「負の遺産」の解消を図るという考え方を持ち合わせているのか。町当局の見解をお聞きします。

3つ目、これまで解体と跡地利用を一体化した検討を進めておりますが、解体と跡地利用の分離検討はされたのか。町の見解を伺います。

4つ目、旧設備の解体については、以前に概算費用を試算しております。現時点における概算費用はどの程度なのか。さらに、財源をどこに求めるのか。概算費用と財源について、お聞きします。

5番目でありますが、このような「テイタラク」なありさまでは、町民の皆さんからの支持を得ることができませんので、旧設備解体と跡地利用の時期を明確にすべきであるが、町の見解を伺います。

以上です。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

7番、伊藤昭一議員のご質問にお答えいたします。

柳津温泉スキー場につきましては、平成26年3月をもって営業を休止し、跡地の利活用について、これまでも地権者の皆様や複数のアウトドア専門の事業者等と協議を行ってきた経過がございます。しかしながら、地形的な問題やゲレンデ部分の地質の問題、道路等のアクセスの問題などにより、具体的な利活用の提案を地権者の皆様にも示すことができないのが現状であります。

令和3年10月に県立公園が国定公園に編入された際に、会津柳津駅及びスキー場が新たに国定公園のエリアとなり、スキー場につきましては、公園内の活用目的として様々な活用ができるように園地として指定していただいております。町としましては、貴重な町の資源と位置づけ、自然公園の施設として利活用を前提とした整備を図ってまいりたいと考えております。

リフトやレストハウス等の既存施設につきましては、長年利用していないことから老朽化が進んでいるのが現状であり、再利用が困難な施設は、状況を見ながら解体をしていく考えであります。今年度につきましては、県道上空を横断している第一リフトのワイヤーロープ

の撤去工事を発注しているところであります。財源につきましては一般財源となりますので、他事業への影響を考えながら、次年度以降も、施設の状況を観察し老朽化の著しい部分、危険性の高い部分などは順次撤去をしてみたいと考えております。

解体と跡地利用の分離検討につきましては、基本的には一緒に考えてみたいと思っております。設備の老朽化や柳津温泉スキー場の規模での集客は見込めないことから、スキー場としての利用は難しいため、リフト施設については必要に応じて撤去を進め、レストハウスについては、一例として展望施設などとして利用も考えられますので、現状として利活用計画が固まるまで存置をしてみたいと考えております。

施設解体に係る費用につきましては、令和元年度に実施設計業務で3億1,000万円と算出しております。現在における費用は算出しておりませんが、昨今の燃料費や人件費の高騰を考えると、大きく増額していると推測しております。

また、解体に係る財源につきましては、様々な補助事業等を検討いたしましたが、解体のみに活用できる補助制度がなく、今後、利活用計画が固まれば、解体を含めた施設整備事業として財源を模索してみたいと考えております。

施設解体と跡地利用の時期についてであります。今後、地権者の皆様や民間の有識者等の意見を伺い、他の事例なども参考にしながら利活用方針を固めた後に、時期を含めた具体的な計画を策定してみたいと考えております。

以上です。

○議長

これより再質問を許します。

7番、伊藤昭一君。

○7番

ただいま答弁を受けましたけれども、このスキー場については、平成25年度末をもって休止、中止ではない、休むということです。全くうまいことを考えたものだと思っておりますけれども、休止というのは、再開の可能性を含みながら一旦休むということでもあります。10年経過した現在、答弁は全く繰り返し、同じ答弁であります。何も変わっていない。10年間、同じ答弁を繰り返し繰り返し、進展のないところについて、町民の方、方々つけてもよろしいんでしょうが、やりっ放しで後片づけもしないんだと、このような批判もあります。例えば、10年という歳月は、簡単に10年だと思いますけれども、よくよく考えますと小学校1年生が高校入学するんですよ。大変な年月だと思いますよ。人には堪忍袋というのがある

ます。そろそろこの袋の緒が切れそうでございますので、再質問をさせていただきます。

まず、答弁の1つ目では、地形、地質、道路等の問題で利活用の提案ができなかったことを上げております。休んでから10年という歳月で、地権者はもちろん、内部の協議も合わせて、これまでどのような検討、協議を進めてきたのか。具体的には年何回とか、やってきたのかどうか。これについて伺います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

それでは、伊藤議員のご質問にお答えいたします。

年何回という回数はございますが、スキー場の休止後、利活用につきまして、まず地権者の皆さんとの協議が必要でありますので、そこをまず優先的に進めてまいりまして、すぐにその次の年ですかね、1年たってからでございますけれども、地権者の皆さんと花木の植栽、また遊歩道の整備なんかどうだろうという話の提案などの協議は行っております。

その後、何回か毎年総会に出向きまして、役員会等も出まして、お話ししているところでございますけれども、その後、有名なアウトドアメーカーでありますスノーピークさんが一応スキー場どうだろうという話もありましたので、そちらの協議も行いましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響もあるのかと思いますけれども、頓挫して、今のところ、スノーピークさんとの協議は終了というような形になっております。

また、昨年度におきましては、モンベルの関連業者に委託したアウトドアグランドデザインというものがつくられております。その中におきまして、スキー場につきましては、施設の解体云々ではないんですが、アウトドアを使った活用ということでトレッキング、また、サイクリング、スノーシューなどを利用した活用ができるのではないかと提案はなされております。

現在はでございますが、先ほどは有名なアウトドアメーカーだったんですが、今回、会津管内におきましてアウトドア関連の事業を行っている事業者とも協議中であります。先ほど言いました、せっかくアウトドアグランドデザインを提案いただいておりますので、そういった資料も使いながら、活用しながら、地元の事業者と利活用計画策定に向けて協議ということで進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

7番、伊藤昭一君。

○7番

いろいろな視点から、いろいろな観点から、いろんな業者も含めて協議はしてきたよということの答弁ですけれども、私からあえて振興課長の答弁をするようで恐縮ですけれども、実態とすれば、解体と利活用を一体化できる補助事業が見つからなかったために、10年の歳月を費やしてしまったというのが実態だろうと、このように考えられるんですけれども、これでよろしいかどうか。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

町長の答弁にもありましたとおり、なかなかなかったというのが補助事業。解体に係る、解体のみの補助事業というのは、なかなかございません。こちらの柳津温泉のスキー場だけでなく、県内も含めまして全国的に民間スキー場、手つかずのまま、まだ残っているところも多数ございます。そういった意味で、やはりなかなか実際ないのが現状で進まなかったというのも、1つの要因でございます。

以上でございます。

○議長

7番、伊藤昭一君。

○7番

それでは、分かりました。

次に、少し角度を変えて質問をしますけれども、町営スキー場事業の特別会計について、ちょっと触れさせていただきたいと。これは重要な問題でありますので。

スキー場の特別会計。この特別会計というのは、特定の収入を基に特定の事業を行う会計、これを特別会計と言うんですよ。これは、一般会計と区分して管理するとされております。現行の特定の収入というのは何かということを上げると、繰入金と雑入だけなんですよ。繰入金というのは、一般会計から右から左に回しているお金なんですよ。それから、雑入というのは、NTTドコモの電気使用料金であると。これは毎年、決算の都度、説明を受けております。

そこで、問題なのが、維持管理のために必要な繰入れをすると。そして、特別会計を維持しているということになりますので、この辺について、本当にこれでよろしいのかどうかと

ということと、もう一つ申し上げれば、3年度決算、4年度は今、案としてこれから審議する中身になりますけれども、3年度決算での事業費は395万9,000円。4年度決算書（案）では、416万円と。うちドコモからの収入171万4,000円があって、残額を繰入れしていると。例えば、質問の中で私、申し上げましたが、経常経費として350万円から400万円、10年間、今、過ぎたわけですから10倍になっているんですよ。それで、運悪く、お聞きしましたら、今回、借地契約については令和5年4月から4年間新たに契約を更新しているということになりますから、今年度契約したばかりなんです。あと4年間は借地契約があると。

この歳入歳出を見た場合、本当に適正な特別会計と言えるのかどうかについて、まず、これを伺います。そして、これらの税の無駄遣いをどのように、執行部として、地域振興課として、認識をされているのか。この2点について伺います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

それでは、ご質問にお答えいたします。

まず、1点目というか、特別会計の在り方と不適用な特別会計の解消ということだと思います。

まず、特別会計の在り方につきまして、今、町長からも答弁がありましたように、スキー場につきましては、27年度からでございますが、休止状態というふうな状態でございます。ただし、リフトの草もあり、リフトとかゲレンデ等ございますので、維持経費はどうしてもかかってくるということでございまして、特別会計は継続しているところでございます。

確かに議員おただしのとおり、特別会計では本来であれば使用料、スキー場をやっているときは使用料をお客さんからもらってそれで運営していくというのが、正しい特別会計の在り方だと思っておりますが、休止状態ということで、そちらのほうは、雑入、NTTドコモさんのものと町の繰入金で今、維持管理を図っているというのが現状でございます。

今後、答弁もありましたけれども、必要ない施設の撤去を行い、利活用計画を策定してスキー場が廃止という状態になれば、特別会計のほうも廃止していく方向で考えております。

また、早急に撤去することによって経費を削減していくということもございまして、そちらのほうは進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

7番、伊藤昭一君。

○7番

地域振興課長のほうから特別会計云々についてはなかなか的確な答弁、難しいんだろうと、このように思いますが、そこで、私のほうから、ちょっと通告よりそれますけれども、お許しをいただいて、このような現行の、これは総務課長にお聞きしたいと、このように思いますから、総務課長、よく聞いてくださいよ。要は、現行のスキー場特別会計がまかり通るのであれば、例えば、私は町民バス利用事業特別会計、美術館事業特別会計と。これらについては、一般会計から切り離すことによって不明確性を回避できるものと。そして、収入、支出も明確化されることから極めて最善だろうと、このように考えますけれども、総務課長、いかがでしょうか。

○議長

総務課長。

○総務課長

特別会計につきましては、議員のほうからおたのしいいただいたように、特定の歳入をもって特定の歳出に充てるということで、一般会計とは区別をするということでありますので、この場ではちょっと即答はできませんけれども、そういった美術館の事業であったり、町民バスの事業ということで、結構事業費的にも大きくなっておりますので、その辺は今後、庁内で協議をしていきたいというふうに思っております。

○議長

7番、伊藤昭一君。

○7番

何も今日は特別会計の話をしているわけではございませんので、これはこれで終わりますけれども。

では、次に、答弁では、設備の解体と跡地利用の分離検討はしておりませんということで。私は、特別会計の在り方もそうですけれども、維持管理のために繰入れまでして事業を進めているんだよということですけども、解体をまず優先させると。そして、借地を一旦お返しをして、存続意義のない特別会計を廃止すると。そうすれば、この無駄遣いについては最低限に抑えることができるのではないかと。そして、一般会計の中でこれを管理していく。これが最善策だと、このように思っておりますので、解体については、全く国からの補助事業も何もなかったの、なかなかできなかつた。それで、この答弁を見ると、解体に

については全く触れていないんですよ。どうするか、こうするか。皆、一体的に利活用と一緒に
になって、利活用、利活用が先に出ていて、解体はまず二の次になっている。そのていたら
くが、この結果になっているわけですよ、特別会計の。まず、これについてどのように考え
るか。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

すみません。お答えする前に、先ほどの答弁で、私、休止が27年度からというふうに言っ
てしまったのは、26年度からの間違いでございますので、訂正させていただきたいと思いま
す。

それでは、お答えいたします。

確かに、まず解体を先に進めるべきであるということは、私もそのような感じで思ってお
ります。ただ、補助金がどうしても、やはり解体費用だけの、撤去だけの補助金というのは
なくて、整備と併せた解体の中での補助というのはできるんですが、なかなか解体のみと。
先ほども回答もしておりますけれども、利用できる施設は再利用していきたいという考えで
ありますので、その中で解体できるものを少し混ぜ込みながら補助金等の活用ができればと
思っております。

先ほどから補助金がないということで答弁しておりますけれども、起債のほうはどうなん
だということも検討はさせていただいております。

まず、過疎債、一番有利でございます。こちらのほうは交付税措置があるということで一
番有利な債務でございますけれども、そちらの利用も、やはり解体のみだとないと。使えな
いという、借入れができないということでございます。

公共施設でありますので、もう一つ、事業債がございまして、公共施設等適正管理推進事
業債というのがございます。こちらは事業費の9割を借入れできるということなんですが、
ただし、交付税措置が全くないということで、簡単に言いますと、ただの借金というような
形で、いずれ全額返金していかなければいけないという起債はございます。ちょっと利用は
難しいのかなと私も思っております。

撤去費用につきまして、3億円を超えるという撤去費用でございますので、なかなか1回
に、1年で、単年でやるのが難しい状況でございます。答弁の中でも順次、ちょっと数年か
かるかもしれませんが、順次やっていきたいと。併せて、並行して利活用の部分も、使える

ものの計画も立てていきたいというふうに考えてございます。再利用可能な施設につきましては、改修費用等、自然公園になりましたので自然公園の整備補助金というの、今、会津柳津駅で活用させていただいておりますが、そういったものも活用できるようになりますので、そういったものを活用しながら整備は進めていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

7番、伊藤昭一君。

○7番

苦しい胸の内、お察しをしたいと思いますけれども。

次に、聞くところによりますと、レストハウス、これについては町の契約所有地に立地したと。借地利用をしていないということを聞いておりますけれども、これについて確認をさせていただきます。

それから、もう一つは、収入、雑入のNTTドコモの電力使用については、地権者にもともと帰属しているものなのか。そうでなくて、キューピクルを含めて町が造って、場所だけを地権者にお借りしているのか。帰属はどちらに行っているのか。もし解体をして借地をお返しするときに、この分は私のものですよと地権者から言われた場合には、その分はやはりお返ししていくのかどうか。この辺をちょっと確認したいので、この2点について。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

それでは、お答えいたします。

まず、レストハウスでございますが、こちらの建設当初、勤労者野外活動施設として整備されております。こちらにつきましては、地権者と約定書という形の覚書を当初から交わしておりまして、そちらは一応無償譲渡という形で町のほうへ、一旦お預かりするという形で町名義になっております。いずれ何か解体したり何かもし、今後ですけれども、あれば、お返しするという約定の中身でございますけれども、そういった中で、賃貸借料、スキー場、お支払いしておりますけれども、その中には含まれないという形、レストハウス分は含まれておりません。

もう一つ、NTTドコモさん、スキー場に行くとアンテナがございますけれども、アンテナの設置部分でございます。こちらについての土地、用地につきましては、地権者さんとN

TTドコモさんの直接の契約でございますので、町はそこは関与していないんですが、ただ、電気料につきましては、もともとレストハウス、また、リフトを使うために町が整備したものを使っておりますので、電気の保安協会点検というのも毎年ありますけれども、そういったものも含めての料金をNTTドコモさんから町がいただいているというような形になります。そのような形でございます。

以上でございます。

○議長

7番、伊藤昭一君。

○7番

これについては、これまで私の認識と若干、違っている点もありましたので、あえて申し上げますと、レストハウスについては除いてもよろしいんだということになると、解体費用は半減、3分の1ぐらいになりはしないのか。だって、リフトと、あとは人工芝とか、ああいったものを解体していけばいいのではないか。あと、地権者との話合いの中で、一旦借地をお返ししましょうと。そういうことにつながっていかないのかどうかという、この辺でありますけれども、レストハウスというのは、リフォームを検討しているという内容でありますから、この解体費用については削除ということで見えてよろしいのかどうか。（「リフォームはかかりますよ、それは」の声あり）

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

当初の3億1,000万円と試算した中にはレストハウスの解体も含まれておりますので、今、レストハウスは再利用したいと考えておりますので、そちらは解体費用と別に、先ほど申し上げましたとおり、整備費用でもっていきたいなと思っております。解体費用について、ただ、物価の上昇がありますので、3分の1、半分とまではいかないかもしれませんが、なかなか広い用地の中でやはり一番大きいのは、リフトが一番かかると思っております。大きな物が何本もあるという形になりますので、そこら辺が一番かかる経費かなと思っております。

もう一つ、一旦きれいにしてからお返しするというのもあるんですけども、いずれにしても、契約上はスキー場の用地の賃貸借契約でございますので、利活用が変わった場合には名目も変わりますので、いずれ一旦今の契約は切れるような形になり、新たな契約と

いうふうな方向になると思いますので、お返しするというよりも、そこで契約をもう1回見直すという形での地権者さんとの協議が必要というふうになってくると思われま

以上でございます。

○議長

7番、伊藤昭一君。

○7番

分かりました。

とすると、私はどうしても3億1,000万円が1億、まあ半分としても、2億円はかからないだろうと、このように見えています。リフトと人工芝という形ですから。だから、そんなに大騒ぎするほどのものではないのではないかと。例えば、これは段階的に、計画的に行けば二、三年で何とかできるような気がしてしょうがないんですよ。それはそれとして置いておいて。

ここで重要なことを申し上げたいと思いますけれども、施設整備事業として財源を模索するという答弁があるんですが、今、言ったように、解体に係る補助事業というのは皆無に近いということですから、仮にこれからも全くこれらについては期待できないんだと。補助事業はありませんということになりかねない。このほうが大きいわけですから。そういった場合について、どのように町は対応、対処していくのか、これについて伺います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

模索していくということでございますが、先ほども少し触れさせていただきましたが、整備と一体になった改修が進められれば、そちらは自然公園の、ただ、4割から4割5分という率でございますので、それが有効なのかどうかというのは別としまして、そちらの補助金を活用していきたいと。

ただ、今後、また新たにもっと有利なものが出てくる可能性もありますので、有利なものを使っていきたいというふうには考えております。そういった部分で模索という形だと思っておりますけれども、町長からの答弁だったんですが、そのような形で進めていきたいと思っております。

また、交付税措置もなかなかないと。先ほどの全部お返しする、借りれば9割分お返しするという事業債がありますけれども、そういったものもなかなか単費で一気にというのは難

しいので、そういった債務も、財政当局とももちろん協議を進めていかなければいけません
が、早急にやる部分にはそういったものも活用せざるを得ないのかなというふうには、有利
な起債ではございませんけれども、そういったものも活用していかなければいけないのかな
というふうには考えております。ただし、事業費も大きくなってきますので、町全体の事業
の中で、圧迫しないような形での撤去費用という形で、財政とも協議していきたいというふ
うに考えております。

以上でございます。

○議長

7番、伊藤昭一君。

○7番

今、地域振興課長は苦しい答弁、答弁の続きになっておりますので。例えば、最終的には
年5,000万円について3年、1億5,000万円で一般財源、他部門を圧迫しない程度の一般財源
をもって、あるいは借入金をもって、これを解体を進めるんだということになると、当然、
最高責任者の了解を得なければなりませんから。最高責任者の了解というのは、次の段階で
ちょっと質問しますので。

次に、私が気になっているのは、教育課長にお聞きしたいんですよ。児童生徒のスキー授
業、これらのカリキュラムを含めて、冬期間、子供の健康、発育のためにどのようになっ
ているのか。これをお聞きします。

○議長

答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長

ただいまの質問にお答えいたします。

児童生徒の冬期間のスキーの授業についてなんですけれども、現在、中学校では、スキー
の授業は行っておりません。2校の小学校では、金山町にあるスキー場においてスキー教室
を実施しているところです。

以上です。

○議長

7番、伊藤昭一君。

○7番

分かりました。それしかないだろうというふうには言えますので。

これでもう時間ですから、最後の質問にしたいと思います。

ここで、最高責任者、町長のほうからひとつ回答、答弁をお願いしたいと、こう思いますけれども、まず、最高責任者とすれば軽々な発言はできないので、結局は期限を示せと言われてもなかなか、この答弁のとおりですよ。それではやはり町民の皆さんは、残骸をほったらかしにして何してんのという声のほうが強くなってくるんだらうと思うんですよ。あそこを本当に整理をして、きれいにして、そして、また別な利活用を早く進めるということが柳津町にとっては大事なことだろうと、このように思いますから、また、これらの跡地利用も含めて、町長の2期目に対する実行力、これが問われているわけですよ。町民の皆さんの期待と信頼のために、ぜひともしっかりと取り組んでもらわなければなりませんので、答弁のとおりで時期ではちょっと私も納得できないので、まず、解体は何年間でやりたいとか。それから、跡地利用については、まだ時間がかかるので、いろいろ、今の答弁を聞くと。それはそれでこれから今後ともきちっと進めていくんだというふうな切り離した考えの中で行くのか。それとも、この答弁のとおり、あくまでも解体と跡地利用を一体化させて進めるんだという考え方に変わりはないのかどうか。この辺を町長にお伺いしたいと。あとは、最高責任者が、じゃあ、5,000万円いいよ、解体に使えと言えば、そうなるでしょうから、その辺も含めてお聞きします。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

この小巻山の柳津スキー場については、議員おただしのとおり、もう既に10年の期間が休止から過ぎております。去年、アウトドアメーカーから小巻山の魅力についていろんな調査や、あるいは、提案をいただきました。そして、何年か前から複数の事業者と相談はしてきたんですが、ここに来て、最終的にそういった資料を提示しながらの協議を今、進めているところです。結局は、この利活用、誰がやる問題に陥ってしまっているというような状況であります。

そういった中で、このレストハウスを利活用、仮にするというようなことになったとしても、そうなったとしても要らない施設というのは出てきているわけです。もう利活用には適さない施設であって、危険であって、解体せざるを得ないという施設については、これは利

活用とは切り離して解体をしていくというような方向性でいいと思います。現に今年度、350万円の予算を取ってロープを外すという工事を発注した時点で、事実上、分離しているというようなことが言えるのかなと、そんなふうに思います。

ただ、今年度については350万円という金額ですから、この金額を毎年毎年かけていけば相当な年数がかかってしまうということもありますので、金額は可能な限り上げて、そして、かかる年数はなるべく短くしたいというようなことで、これから見積り金額、ある程度具体的なところをやらないと、何年で年間何ぼ使うということは軽々に申し上げることはできませんけれども、今言ったとおり、相当の金額をかけてなるべく短い期間で、これは本当に不必要な部分については複数年度で解体を進めていきたいと。それと並行して、利活用の方向性もきちんと出していきたいというようなことを考えております。（「これで終わります」の声あり）

○議長

これをもって、伊藤昭一君の質問を終わります。

◇

◇

◇

○議長

ここで暫時休議いたします。

再開を午後1時ちょうどいたします。（午後0時02分）

○議長

議事を再開いたします。（午後1時00分）

◇

◇

◇

○議長

次に、岩淵清幸君の登壇を許します。

5番、岩淵清幸君。

○5番（登壇）

我が町におけるDXへの取組の実態と今後について。

令和2年、政府において「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が決定されました。それにより「デジタル化の活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会、すなわち誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」が示されました。

多様性の時代と言われ、町民それぞれのニーズが異なる時代であり、また、少子化による

人口減少など、様々な社会問題に対応するため、行政のデジタル化を推進する必要があると考えています。しかし、我が町においてDXが推進されているという実感がありません。我が町の行政のデジタル化の実態をどう捉えているのか伺います。また、今後どのようにDXを推進していくつもりなのか伺います。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

5番、岩淵清幸議員のご質問にお答えいたします。

我が町におけるDXの取組につきましては、庁舎内におけるチャットツールの導入による事務作業の効率化や広域的なデジタル導入による事務事業の標準化に取り組んでいるところであります。しかしながら、議員おただしのように、住民サービスに直接つながるDXへの取組はまだ進んでいないものと認識しておりますので、引き続き、全庁一丸となりスピード感を持って町の課題解決のためにデジタルの活用を図ってまいりたいと考えております。

具体的な内容としましては、第6次柳津町振興計画に基づき、行政手続のオンライン化など町民サービスへのデジタル化を進めるとともに、デジタルの活用による内部業務の効率化に取り組んでまいります。

そのために、先日、私を本部長として柳津町DX推進本部を立ち上げました。これは、各課の課題を抽出し、総合的に見た中で、どの分野にどういったデジタル技術を導入し、どのような方法で解決をしていくのかを協議決定していく機関として位置づけております。この推進本部を中心として、町の振興計画との整合性を図りながら、DX推進計画を策定し、それを実現することで広く町民サービスの向上につなげてまいりたいと考えております。

デジタルは手段であって目的ではありませんので、デジタル技術を導入するだけでなく、変化に適応した新たな可能性を探求しながら積極的に取り組んでまいります。

以上です。

○議長

これより再質問を許します。

5番、岩淵清幸君。

○5番

それでは、再質問に入らせていただきます。

自治体のDXの推進につきましては、令和2年12月の定例会において一度質問させていただきました。そのときの議事録を読み返してみましたが、全体を通して、今回の答弁と同じように、DXは必要であり、できるだけ早く取り組みたいという趣旨の答弁がありました。最後に町長の補足回答もありまして、何としましてもこのDXはできるだけ早く導入に向けて取り組んでいきたいとの発言もありました。

しかし、今ほどの答弁にもあったように、このほぼ3年間、デジタル化があまり進まなかった。その理由についてはどう捉えているのか、お伺いいたします。

○議長

答弁を求めます。

みらい創生課長。

○みらい創生課長

それでは、ただいまデジタル化について進んでいないのではないかなというご質問かと思えます。それにつきましては、令和2年12月の定例会の際の答弁から、庁内、また、外部団体において幾つかの課題や提案について、仕組みや制度といった根本的なことから業務のほうの見直しを図り、議論を重ねてきております。

DXを進めるためには、業務本来の目的に向かって既存の組織であったり制度を根本的に見直すということが大事でありますので、退出業務の改善だけではなく、全体的に考えていくということが必要になってまいりますので、DXが動き出すにはなかなか時間がかかっているというような状況でございます。

○議長

5番、岩淵清幸君。

○5番

なかなか時間がかかる。確かに何かを変える、改革すると時間がかかったり、理解をしてもらうということが必要だと思うんです。私もこの質問をするに当たって、いろいろな資料を調べてみましたが、DXが進まない理由というのが幾つかありまして、1つは、DXに対する理解不足と。そういうことを指摘する方もおりますし、職員の現在の業務で手いっぱいであるとか、そもそもデジタルについて苦手意識があるとか、そういった職員も多いんだというような記事を読みました。

何かを改革していくというには、やはり機運の醸成と認識の共有、それが必要なんだろうと思います。まず、職員間においてDX推進が必要だという認識の共有がなされているのか。

また、DXを進めようという機運が醸成されているのか。この辺についてどんな感覚をお持ちか、お伺いいたします。

○議長

みらい創生課長。

○みらい創生課長

ただいまの議員のご質問に、庁内全体で機運の醸成が図られているのかどうかというご質問に対しましては、DXを進める上でそういった機運を醸成していくというようなことになるかと思えます。

DXを推進していくことには、やはり大きな変化を伴うというようなこともありますので、職員にとっては変化に伴う不確実性であったり、また、実際やっていく上で予想されるリスクというものに慎重にならざるを得ないというような状況もございますので、また、それと併せまして、新しいデジタルツールであったり、プロセスへ移行するというに抵抗を感じるという職員もあろうかと思えます。しかし、こういった不安など機運を低下させる要因になっているものを一つ一つ丁寧に取り除いていかななくてはいけませんので、進めていく上では、DXの成功事例であったり成果を情報共有し、進捗状況を透明にしながら職員間のコミュニケーションを密にして進めてまいることが必要だと感じております。

○議長

5番、岩淵清幸君。

○5番

その機運の醸成というようなことも含めまして、令和4年度から藤井靖史先生に町のデジタル最高責任者として就任していただいているわけです。まず、その藤井先生にどんなふうなお話をいただいたり、どういう指導をいただいているのかということをお伺いしたいと思えます。そして、それが全職員に対してそういうお話をいただいたものが共有されているのかというようなことをお伺いしたいと思えます。

○議長

みらい創生課長。

○みらい創生課長

それでは、最高デジタル責任者である藤井先生には、DXの基本的なことをご指導いただいております。先日の第1回目、開催しましたDX推進本部会議においては、藤井先生のほうから自治体に求められるコミュニケーション能力であったり、プロジェクトマネジメント

能力であったり、また、データに基づいた状況判断の必要性といったものをご指導いただいたところでございます。この会議には、課長以上が対象の会議でありましたが、関係するほかの職員につきましても自席でオンラインで参加をしていただいたというところでございます。

藤井先生から強く言われておりますのは、DXを進めていく上で、専門家頼みではなく、現場が大事であって、役場内のコミュニケーション、町民とのコミュニケーションを通して町の課題を洗い出して、住民ニーズをつかみながらつくっていくということが最も重要だというふうに指導をいただいております。こういったことを全職員共通理解の下でDXのほうを進めていく必要があるというふうに認識してございます。

○議長

5番、岩淵清幸君。

○5番

藤井先生は、かなりお忙しい方でいらっしゃいます。国のほうの委託も受けていらっしゃいますし、近隣町村のデジタルの最高責任者やデジタルアドバイザーというような立場にもございますので、大変忙しい方だと承知しております。その忙しい中で、週に1度ほど来庁いただいているというようなことを聞いておりますので、非常にありがたいわけですね。ですから、なおさら職員のほうも勉強して、藤井先生の本当にいいものを出していただいて、柳津に来るのが楽しみだというようなことを言われるぐらい、職員も勉強して充実したやり取りをしていただきたいと思うわけですよ。それは、今後も含めて、いろいろ職員に努力をお願いしたいと考えています。

それで、福島県の事業でも、高度なICTスキルを持ち経験豊富な人材を県が確保し市町村のニーズに応じて派遣するという、ICTアドバイザー市町村派遣事業という制度があります。ICTやDX推進に向けた業務の見える化、それから、課題分析、AIやロボティック・プロセス・オートメーション、RPAですね、それらの導入などに対し専門家を派遣する事業ですが、費用は県が負担することになっており、大変有利な制度だと思っております。藤井先生はいらっしゃいますが、それとは別にこういった制度の活用も検討してはいかがかと思いますが、考えをお伺いします。

○議長

みらい創生課長。

○みらい創生課長

ただいまご質問にありましたICTアドバイザー市町村派遣事業の活用というところでございますが、この制度につきましては、かなり専門性の高い人材を派遣していただくというような内容かと思えます。基本的にこれから策定する柳津町DX推進計画にそういった人物を組み込んでいくのかどうかというのは、これからの判断になるかと思えます。

また、活用するに当たっては、どの分野にどういった効果を期待してそういった方を活用させていただくのかというようなことも十分協議をする必要がありますので、町全体の計画から見てアドバイザー派遣事業が有効な手段であるというふうに判断された場合には、ぜひ活用を図っていききたいというふうに思っております。

○議長

5番、岩淵清幸君。

○5番

まず、スタートしないことにはなかなか、実際こういう制度を利用するのは難しいんだろうと思います。まず、後ほど少し時間があつたら述べたいと思いますが、スタートすることがなかなか大事なのではないかと思えますので、そういった時期を見ているいろいろな判断をしていただきたいと思います。

先ほどの答弁で、DX推進本部を立ち上げたという話がございました。ようやく体制づくりができたのかと。それは評価したいと思います。先ほどちょっとメンバーについて触れられていましたが、組織の構成メンバーについて、もう少し詳しく教えてもらいたいと思います。

○議長

みらい創生課長。

○みらい創生課長

それでは、ご質問の柳津町DX推進本部の組織構成についてでございますが、組織的にはまず、町長を本部長としまして、副町長、教育長、藤井CDOが副本部長に就いております。そのほか、課長級の管理職を本部員とした、まず推進本部というものを構成してございます。そのほか、より具体的かつ実務的な取組を協議するという目的のために、実際に事務作業を担当して現場に当たっている各係、また、議会事務局、出納室から職員を1名ずつ選出しまして、プロジェクトチームというようなチームを組んで、推進本部とプロジェクトチームの2部構成という組織になってございます。また、ほかに重要で緊急を要する特定の業務を処理する必要があるといった場合には、プロジェクトチームメンバーの中からその業務に関

係する職員を選出した特別チームというような設置も視野に入れております。

以上です。

○議長

5番、岩淵清幸君。

○5番

なかなか立派なメンバーというか、体制というか、そういった形で各部、各課、各部署に広く人材を求めているということが分かりますが、これらが機動的に機能していく、有効に機能していくことが大事だと思いますので、今後の推移を見守っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

また、総務省の調査によれば、令和4年度末までにDXを推進するための全体方針、先ほどの答弁にあった柳津町DX推進計画、そういったものだと思いますが、これは、約半数の市町村で策定されていたとしています。先ほどスピード感を持って取り組むとの答弁でありました。町においてはDX推進計画をいつ頃までをめぐりに策定するつもりなのか、伺います。

○議長

みらい創生課長。

○みらい創生課長

柳津町のDX推進計画につきましては、策定の段階で、まず現場サイドのプロジェクトチームで協議した計画の内容というものを上部の推進本部に上げて、それを確認して決定していくという、2段階で策定してまいりたいというふうに考えております。計画自体は今年度内の策定を目標に進めてまいりたいと思いますが、策定していく段階で町の実情というものを的確に捉えて、それから町のビジョンを描いていくというようなことが必要になってまいります。そのビジョンに向かって町はどのようにしていくのかという大まかな順序を組んでいくこととなりますので、今年度末という時期は設定はしますが、計画の内容のほうを重視しまして、スケジュールをある程度、柔軟性を持たせて考えてまいりたいというふうに思います。

○議長

5番、岩淵清幸君。

○5番

時期ありきということではなくて結構だと思います。内容を十分吟味していただいて、し

っかりとした計画を、実行できる計画を立てていただきたいと思います。

それで、柳津町DX推進計画が策定された後、ではどうするのかと。では実行に移していくと。そういったことの進捗管理について伺います。

計画というのは、立てただけで安心してしまうということがややもするとあります。進捗管理をやっていくことが、計画を推進する大きな推進力というか、そういう力になるだろうと思いますので、進捗管理についてよろしくお願ひしたいと思うんですが、実はちょっと調べましたら、進捗管理の方法というのは2種類あると言われていています。その1つが、政策を機動的で柔軟に立案、修正できるアジャイル型の進捗管理。それと、取組事項ごとに策定したKPIによる定期的な進捗管理という2種類があるそうですが、町では、初めて私が言った、今、初めて聞いた方もいるかもしれないので、ちょっと難しい答弁になるかと思いますが、この2種類のうちどちらかを使って進捗管理をしていくことになるのかと思いますが、現在のところ、どちらの方式が有効だと考えているか、お伺ひしたいと思います。

○議長

みらい創生課長。

○みらい創生課長

議員おただしのように、計画をつくるための計画にはしないようにということを合い言葉につくってまいりたいと思いますが、計画をつくった後の進捗管理につきましては、目標を達成するための重要なプロセスの1つであると捉えております。計画を確実に実行していくためには、まず策定の段階から業務の目標とそれに合った具体的な計画、また予算といったものを明確にしていくことが必要になってくるのかと思います。ですので、定められた計画につきましても、そういった内容を十分熟知している推進会議での管理を行ってまいりたいというふうに考えております。

具体的には、現場サイドのプロジェクトチームで各事業の情報を共有しながら、進捗状況を本部会議のほうに報告を上げるというような流れで、最終的には本部会議の中で協議しながら状況に応じた指示をプロジェクトチームに出していくというような流れで進めてまいりたいと考えております。

議員おただしのその2つのパターンのどちらかになるかというのは、今現在ではお答えできかねるかと思います。

○議長

5番、岩淵清幸君。

○5番

十分検討していただいて、今ほど答弁にあったように、計画のための計画であってはならないわけですので、実効性のある計画をぜひ立てていただいて、進捗管理もしっかり行っていただきたい。

それで、組織が一応できたわけですから、次は人材ということになろうかと思えます。各課長さん、それから、各係から1名というようなプロジェクトチームも出来上がっているわけですので、人材の確保と人材の育成というようなことになっていくかと、それが大事かと思えます。

調査によると、各町村ではやはりデジタル人材の不足が課題となっているという調査もあります。人材育成という観点から幾つか伺いますが、若手職員向けのRPA研修会や管理職向けの講演会の開催をしている町村もあると、県の調査ではなっております。当町ではそのような計画があるのか伺います。

○議長

みらい創生課長。

○みらい創生課長

ただいまデジタル人材の育成というご質問でございました。我が町におけるデジタル人材というのは、基本的には職員全員というふうに捉えております。ですので、特定の方を対象にしたデジタルの能力を向上させるというような研修会等は、現在のところでは考えていないような状況となっております。

職員には、やはり事務の効率化、それから、住民サービスの向上のためにデジタルを積極的に活用し推進していくというような、先ほど申し上げました、機運の醸成のほうを先に進めたいという考えの下から、個人のスキルアップ、また、より高度なデジタル技術の研修というものは、この後になろうかというふうに捉えてございます。

○議長

5番、岩淵清幸君。

○5番

デジタル人材の確保、育成ということは、なかなかどの町村でも苦勞して選ぶというふう聞いております。デジタル社会を目指す、実現するためには、職員全体のデジタル技術の向上はもちろん、システム調達やプロジェクト、マネジメントなどにおいて組織の中核を担いDXの取組を推進することができるDX推進リーダーが必要だと。こういった資料も読み

ました。DX推進リーダーを育成することが重要だと。それでは、DXリーダーはどうやって育成するのか。しからは、柳津の現在の職員の中からDXリーダーをどう育てていくのか。先ほどプロジェクトチームができていたわけですが、その中の1人をそういうリーダーと。それは、全体でリーダーにするのか、その辺は分かりませんが、どちらかそういう形でリーダーが必要だというふうな記事を読みましたので、この辺についての考え方を伺います。

○議長

みらい創生課長。

○みらい創生課長

確かに議員、おっしゃるように、国や県のほうでは、地方公共団体におけるデジタル人材の確保、また、育成の取組に対する支援が手厚く支援されているところがございます。また、町としましても、デジタル化の中核を担う職員育成というものにはこれから着手していかなければならないというふうに認識してございまして、また、国や県との動き、県と国と連携してそういったことに取り組んでいく必要があるというふうに認識してございます。

そういった中からデジタル推進のリーダーをどのように育成するのかということでございますが、今後、そういった研修等を取り入れて職員の中でスキルアップをしていく中で、リーダーシップの取れる人材が出てくるということを期待したいと思います。

○議長

5番、岩淵清幸君。

○5番

今のところ、具体的にDXリーダーが誰になるかとか、どうするかというような具体的な計画はない。それも今、スタートしたばかりという話では、やむを得ない部分もあるのかなと思って理解はしておりますが。

デジタル人材を育成するには、短期間ばかりではなくて、少し中長期的な計画も必要なのではないかなというふうに考えます。先ほどから出ていますが、現在の職員のスキルアップと。当然それを目指す必要があるかと思いますが、それ以外にも、外部人材を登用することやデジタル技術に特化した地域おこし協力隊の募集など、幾つかの手段が考えられると思いますが、この考え方について感想はいかがでしょうか。

○議長

みらい創生課長。

○みらい創生課長

今後、計画を策定して計画のほうを実行していくというような中においては、各部門の役割に応じたデジタル人材というものを配置していくというようになるかと思いますが、そういった人材の中で、やはり職員だけではどうしてもやり切れないというような部署も、部分も出てくるかと思われま。そういった場合には、やはり今、議員おただしのように、柳津町を盛り上げたい、柳津町で働きたい、町のために働きたいというような気持ちを持った地域おこし協力隊の方を入れていくというようなことも、視野に入れてまいりたいと思います。

○議長

5番、岩渕清幸君。

○5番

これは、会津地方ばかりでもなく、県もかなり、各町村とも非常に、特に小さな町村ではかなり苦勞しているというふうなことも聞いておりますので、少し中長期的にも計画を立てて人材の育成ということをよろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほど、行政手続のオンライン化など町民サービスのデジタル化を進めるとありました。また、事業の標準化に取り組むと、そういう答弁もございました。それに関連してですが、デジタル庁において、デジタル3原則に基づき地方公共団体の負担を軽減するため、①住民登録、戸籍の附票、印鑑登録、②住民税や固定資産税などの地方税、選挙人名簿、③社会保障、④教育、⑤児童、子ども・子育て支援、⑥戸籍などのシステムの標準仕様書の作成や見直し及び改定が行われました。たしか昨年の夏までに行われたはずで。行政手続のオンライン化という答弁ですが、これらの行政事務の中から、できるものからということになるかと思いますが、手続のオンライン化をするというふうな理解でいいのか伺ひます。

○議長

みらい創生課長。

○みらい創生課長

行政手続のオンライン化につきましては、県のほうが中心となって広域的に標準化を進めているという部分もございませうが、まず、町でオンライン化というものに取り組んでいくに当たっては、町民にとって最も利便性が高く、実現が比較的容易なものから始めてまいりたいというふうにお考えしております。例えば、町の情報をオンラインで流すであったり、簡単な町の申請書についてはオンラインでやり取りできるようにするというような、取り組みやすいところから始めまして、だんだんそういう成功体験を積み重ねることで、徐々にサービスを拡大していけるようになればというふうにお考えしております。

また、オンライン化を進めるに当たっては、そういったデジタル化に対応できない方もありますので、そういった方に対する手厚いフォローということと、それから、セキュリティーとプライバシーの保護というようなものに十分注意を払いながら進めることが重要だというふうに認識してございます。

○議長

5番、岩淵清幸君。

○5番

できることからということが非常に大事でございます。後ほどちょっとスモールスタートというようなこと、ちょっと触れますが、そのとおりだと思います。

今ありましたが、行政手続のオンライン化には、本人確認。では、何でやるんだと。普通、マイナンバーカードということになるんだろうと思うんです。現在、町のマイナンバーカード取得率は、詳しく承知しておりません。というのは、インターネットで調べても、今年の5月1日現在のものしか出てこなくて、非常に低い数字なわけですよ。その後、職員が地区に伺って手続を進めたというような経緯もあって、かなり伸びているだろうと思いますが、それでも70とかまでは行っていないのかなという気はしております。これは、私の勝手な判断でございますが。

そういったことも踏まえますが、行政手続のオンライン化を進める前段として、マイナンバーカードの取得率を上げる努力が必要なのではないのかと思います。総務省の発表にありますが、自治体DX推進計画を策定している市町村でも、90.6%の自治体でマイナンバーカードの推進を重点取組事項としています。マイナポイントを受け取れる期間が今月末と迫っている中、取得率向上を目指すことも重要と考えますが、今後どんな手段を考えているのかお伺いします。

○議長

町民課長。

○町民課長

それでは、お答えいたします。

まず、取得率向上計画、また、それに類似した計画というものは、今現在、柳津町にはございません。ただし、今までマイナンバーの申請、取得、こういった事務を進めていく中で、定期的に、または、節目節目でどういった方が取得されているか、どういった方が申請されていない、どういった方が申請はされているけれども取りに来られていない、そういったも

のをチェックしながら、そういった中で、議員おただしのとおり、地区へ出向いて各地区での申請受付であったりとか、あと、今現在やっているものになりますと、時間延長、夜間の申請交付事務、または休日の申請交付事務、そういったことで取得率向上のために進めているようなところでございます。

あと、取得率というところで、8月27日現在になりますけれども、マイナンバー取得率が72%、申請率、こちらについては82.1%ということになっております。申請はしておりますが、まだ取得されていない方、10%ほどの方がおりますので、先ほど議員おただしのとおり、今月末までマイナポイントということもございますので、こういった方につきましては、これから、申請はしていますので、交付、受け取りに来てくださいというような通知のほうを準備しているような状況でございます。

以上です。

○議長

5番、岩淵清幸君。

○5番

私の70%行かないんじゃないかなんていう、大変失礼なことを申しまして、大変申し訳ございません。82.1%の方が申請しているということで、私の認識不足でございました。かなりの方がマイナンバーカードの必要性も認識しているんだろうと思います。

ただ、一部、聞く話なんです、マイナンバーカードを取得すると、何か通帳の中身まで分かれてしまうのではないかという、不安がある方もいるようでございますので、その辺の誤解というか、そういったのはぜひ解いていただいて、特にマイナンバーカードを取得したからプライバシーがなくなるんだというようなことは決してないというふうに進めてもらえればと思います。

だんだんと質問もほぼ終わりに近づいているんですが、行政において、どんな分野で活用し、そのことによって何が変わるのか。それを明確にする必要があると思います。すなわち、町民にとっても、町の職員にとっても、メリットがなければ前に進まない。職員の労働時間の削減などに資することができるのか。実際にデジタル技術を活用するのは職員でありますので、それが利便性を実感してもらわなければ進まないと思うわけです。

先ほどもちょっと触れましたが、RPA導入の事例がありますが、それによると、年間の業務時間削減が数百時間から多い市町村では400時間を超えるという自治体もあります。何事も小さな成功を繰り返すことが、達成の秘訣ではないのかというふうに思います。町の職

員にとっても、DXは労働時間の短縮につながるなどメリットがあると思われませんが、特にこのRPAの導入について、どういうメリットがあると考えているかお伺いします。

○議長

みらい創生課長。

○みらい創生課長

それでは、デジタル化によって職員がどんなメリットを得られるのかというようなご質問かと思いますが、職員がメリットを得るには、やはり職員も十分そういったものを理解して作業に当たるといったようなことが、業務に当たるといったようなことが必要になってくるかと思えます。

それで、期待されるメリットとしましては、デジタル化により煩雑な手作業が減少しまして行政手続等、効率化になった分、町民に寄り添った業務に集中することができるというようなことが大きなメリットとしてありますが、先ほど申し上げました、議員おただしのRPAの導入等につきましては、データ入力など煩雑な手作業によって作業時間が大幅に短縮されるというようなメリットもございますが、そのほかにデータ分析ができるという。RPAによって得られた膨大なデータを分析して、それを次の政策、またサービスに生かすことができるというようなメリットも期待できるものであるのかと思っております。

基本的に、このようなデジタル化によるメリットというものが、職員と町民の双方にとって有益なものになるよう、また、町民に寄り添うためのDXの活用というものに重きを置いて今後、取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長

5番、岩淵清幸君。

○5番

愛知県阿久比町というところでRPAを取り入れて、5つの業務で552時間の年間削減時間と。大きいところでは、東京の狛江市、たった1つの業務で4,212時間の削減時間というような効果もありますので、ひとつ検討していただいて、そういったものの導入を早く進めていただきたいと思えます。

これから町長にお伺いいたします。

自治体RPA、あるいはDXを推進するポイントが幾つかあります。ちょっと先ほど言いましたが、スモールスタートを心がけること、それから、導入目的を周知徹底させること、使いやすいツールを選ぶことなどであります。そのことを踏まえ、いろいろな導入について

検討を加えていただきたいと思います。ちなみに、RPAの導入費用及び年間運用費用とも100万円から250万円と言われていています。大きな費用はかからないと思うので、前向きに検討すべきと思っています。

さて、昨年12月ですが、松本総務大臣から各市町村長宛てに自治体のデジタルトランスフォーメーション、DXの推進についての書簡が届いていると思うのですが、その中を見ますと、DX担当部門、情報化担当部門だけでなく、他の部門と連携し変革に取り組むことが不可欠であるとしています。そして、トップが強いリーダーシップを発揮して取り組むことが重要であるとされています。そして、デジタル人材の確保、育成に向けて関係部局に対して必要な指示をしていただくよう協力依頼がなされています。

これらを踏まえ、DXに対する町長の決意はいかがなものか、改めてお伺いします。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

今、議員ご指摘にありました、DX取組に当たっての3つの事柄ということ、非常に大切なことだと思っています。今、DXに取組を始めてから私も感じていることが、やはりなかなかDXを使って課題解決、着手をしても、それが目に見える効果というのは、なかなか出すまでには大変だというようなことを実感として感じております。ですから、本当にできることから、小さなことから少しずつ変えていくという、そういう姿勢が本当に大事なというふうには実感をしているところであります。

そして、今、柳津町は大変な、我々が当初予測をしていたスピードをはるかに超えるスピードで人口減少が進んできております。そういった中で、町が少しずつ小さく、しぼんでいくという言い方が適切かどうか分かりませんが、小さくなっていく過程で様々なひずみが今、生じているところであります。そのひずみが課題となって今、表面化を少しずつしているというところかなと思っています。

DXを推進するということは、こういった課題を解決することを図って、先ほど来、話が出ている町民への行政サービスの質を最大限高めていく。町民が暮らしやすいまちにしていこうということと、その反射的な効果として行政の効率化が図られるということ二次的な目的にしているというふうに私は考えております。これらの目的を達成するためには、今のところDXを推進する以外に他に方法がないというふうに思っておりますので、今後、議員お

ただしのとおり、DX推進本部を核として強力にこのDXを推進してまいりたい、そんなふうに考えております。

○議長

5番、岩淵清幸君。

○5番

先ほど標準仕様書というような話も出ましたので、まず、標準的な仕様書というものを策定しながら、ゆっくりでという言い方はおかしいですが、スモールスタート、しっかり肝に銘じて、まずはスタートしていただきたいなというふうに考えております。

みらい創生課にのみ質問が集中しましたが、このDXは、各課各部署でそれぞれその重要性について認識してもらいたいと思っているわけです。人流データを活用して観光行政に生かすなどというようなことは、既に行われているのではないかと考えているのですが、文化財のデジタルアーカイブソリューションという技術もございます。この技術を利用すれば、地震や火災などによって文化財に被害があった場合の復元に大いに役立ちます。電子決済のシステムや採用試験時のデジタル面接、それらも可能であると思われれます。役場内、どの部署でもデジタル化は可能でありますので、それぞれの部署で何ができるのか。それぞれの担当者、検討を加えてほしいと思います。

最後、要望という形になってしまいましたが、DXを進めることを要望して、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長

これをもって、岩淵清幸君の質問を終わります。

◇ ◇ ◇

○議長

ここで暫時休議いたします。

再開を午後2時5分といたします。(午後1時53分)

○議長

議事を再開いたします。(午後2時05分)

◇ ◇ ◇

○議長

次に、松村 亮君の登壇を許します。

6番、松村 亮君。

○6番（登壇）

それでは、さきの通告のとおり質問いたします。

家計支援について。

各種メディアで既報のとおり、10月から電気・ガス代が値上がりする見通しで、ガソリン代も上昇の一途をたどっております。政府によるライフラインを対象とした緩和措置により断続的なように見えていたが、今後、段階的に補助金縮小となれば当然、価格に反映され、消費者・家計に与える影響は大きいものと考えます。近年の新型感染症渦中では、特定の世帯を対象にした生活に関する給付金等が見受けられたが、現在起きている事象は全世帯全町民に共通することであると捉えています。

そこで、以下について質問します。

- 1、現状を鑑みての家計支援について必要性の有無。
- 2、町民に対する経済的支援の基本的な方針。
- 3、当町の補助事業と支援事業の使い分けについて。

以上、3点伺います。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

6番、松村 亮議員のご質問にお答えいたします。

家計支援につきましては、まず、現状を鑑みた家計支援への必要性の有無につきましては、物価の右肩上がりの状況から、家計への支援策は必要であると考えております。今年度も地方創生臨時交付金を財源とした、住民税非課税世帯への給付金やプレミアム付き商品券発行事業への補助を実施し、地域住民はもとより、町内事業者へ支援するための予算を本議会に計上したところであります。

なお、町民に対する経済的支援の基本的な方針としましては、全世帯一律の支援が経常的に行われれば、町の経常経費が増え、財政への負担がますます増加していくことから、現時点では全世帯への給付金等は考えておりませんが、国・県の補助金や交付金の活用を基本とし、限られた財源を効果的・効率的に使用してまいりたいと考えております。現在の物価上昇は世界的なもので、先行きは不透明であります。町といたしましては、国の施策の状況を踏まえた上で、地域の実情に応じた支援策を講じてまいりたいと考えております。

次に、補助事業と支援事業の使い分けにつきましては、補助事業は、町が目指す政策目標に合致する事業者や町民の取組について、その事業費の一部または全額を補助しております。一方、支援事業は、何らかの社会的・経済的な影響により困っている方々を支援するために一定の金額を支援する場合など、使い分けをしております。

以上です。

○議長

これより再質問を許します。

6番、松村 亮君。

○6番

再質問に入る前に、これからする質問の中に特定世帯に対し言及する場面が一部ございます。本日は傍聴人の方もいらっしゃいますので、誤解のないように先に申し上げますけれども、地方自治体の構造を明らかにするため、便宜上、カテゴライズさせていただいたこと以外に他意はありませんので、ご理解の上、質疑応答を聞いていただければというふうに思っております。

さて、答弁のほうで、地方創生臨時交付金を財源とした住民非課税世帯への給付金、プレミアム付き商品券発行事業の補助で地域住民、町内事業者への支援につながるとありました。全世帯全町民に起きている物価高騰という事象に対し、特定の世帯だけの給付金、商品券を買えない人、イコール、受益の対象にならない人が結構いるという印象を拭い去れない2つの事業であると受け止めている町民がいると認識しております。であるならば、家計支援に対する質問の答弁として、いささか違和感を覚えるのが正直なところであります。

そこで、まず、住民非課税世帯への給付金は、国から用途を指定されていることは理解しております。しかしながら、町民のどれだけが対象になるのか疑問です。非課税世帯の概数、当町の総世帯数に対するパーセンテージについて伺います。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

ご質問にお答えいたします。

まず、住民税非課税世帯への給付金の対象世帯としましては、令和5年度の住民税が世帯全員非課税であることとなっております。その年によりまして対象となる世帯数は変わっ

てきますけれども、例年、400世帯から500世帯が非課税世帯となっている状況でございます。

当町の総世帯数に対するパーセンテージということではありますが、30%強から40%ほどと推測しております。

以上であります。

○議長

6番、松村 亮君。

○6番

30%強から40%ということで、参考の数字が分かりました。

次の質問に移ります。商品券発行事業の補助についてであります。商品券発行事業の総額、世帯による購入制限、何世帯に行き渡る試算かを伺います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

それでは、松村議員の質問に対してお答えいたしたいと思います。

商品券発行事業の補助、総額、世帯による購入制限、何世帯に行き渡るとかというご質問でございますけれども、本議会に提案しております補助金の額でございますが、20%のプレミアム分ということで、予定でございますが、皆さんにお認めいただいてからの話になるんですけれども、20%のプレミアムの2,000万円分でございますので、1億円に対しての2,000万円分というふうになっております。販売総額については1億円の予定、そこにプレミアムが2,000万円つくということでございます。予定であります。さらに、各店舗が負担する2%の換金手数料分につきましても、補助金として計上させていただいております。

町としましては、世帯購入限度額、1,200世帯ほどでございますけれども、そのうち世帯購入限度額を1世帯10万円として、約1,000世帯には行き渡るような試算で考えております。こちらにつきましても、皆さんのご承認が得られてから、実施主体となります商工会さんとよく協議をして進めていきたいと思っており、町としてはそのような10万円、また、10万円の限度額という形での要望というか協議をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

6番、松村 亮君。

○6番

今ほどのお答えでは、購入限度額10万円ということで、理屈上は1,000世帯。先ほど非課税世帯は400から500あるという話があって、この2点に対して策を講じるというところで柳津全体の世帯を網羅できていると、理屈上はなります。

後々ちょっといろいろお話をしたいと思うんですが、次の質問は、一般家庭は商品券購入の原資そのものを捻出することが困難な状況下で、町が商品券を購入し全世帯に給付するというような手段もあり得たかと考えております。給付型ではなく、あくまで従来の任意による購入制にした理由はなぜか、伺います。

○議長

総務課長。

○総務課長

ご質問にお答えいたします。

全世帯への商品券の給付になぜしなかったのかというようなご質問かと思いますが、国からの通知の中で、全世帯に現金を配付することについては好ましくないということでありましたので、町では、商品券であろうと現金と同様のものがございますので、今回は商品券発行事業に対する補助を実施することにしたものでございます。

それと、以前、令和2年ですかね、全町民へ1人1万円の商品券を発行した経緯がございますが、配付しても換金されていない商品券も相当あったということで聞いておりますので、商品券の発行ではなく従来型で実施することとしたものでございます。

以上であります。

○議長

6番、松村 亮君。

○6番

国からの通知にのっとった実施方法ですよということで、私も、あまりばらまきみたいなことには賛成ではないというところと町の財源も考えたときにばらまいてまで、1万円であるとか、そういったものを今、必要とするのかというのはちょっと疑問だなと思っておりましたので、この手のやり方はありかなというふうに思っています。

商品券事業に関しては、例年、購入ができませんでしたという方が結構いらっしゃるイメージがあります。大変子供じみた表現ではございますが、みんなが買えるように今回はなっているのでしょうか。伺います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

ご質問にお答えいたします。

議員おただしのおり、過去に販売されたプレミアム商品券につきまして、1日半で完売してしまったという経緯もございます。そのようなときもありました。そういったときに買えなかったというお声が結構、私のほう、また、商工会に多数寄せられたことがございました。その反省としまして、昨年度販売しましたときにつきましては、先ほども答弁いたしましたが、1世帯の購入限度額を10万円としましたところ、1回目の販売では完売まで至らずに、再度販売をしてやっと完売になったという経緯がございましたので、買えなかったということはなかったと思いますので、今回もそのような形で実施主体であります商工会さんをお願いしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長

6番、松村 亮君。

○6番

今回は結構、急を要する話でもあるかなというところで、もろもろ理解するところではあるんですけども、答弁としては、家計支援の質問をしている中にこの答弁が、商品券事業をやりますという答弁が返ってきているということであれば、大変公共性の高い事業であり、趣旨や投入される資金の源、現状を踏まえて展開していただきたいというのが本音であります。補助を出す側の責務として、事業主体である商工会側にもきちんとそういったところを伝え、理解してもらい、当事業を実施していただきたいというふうに申し添えます。

次の質問であります。町民の皆様からうちの町は何もしてくれないというような、何ともさみしいお声をいただく機会がありました。同一分野における、今回であれば家計支援、近隣市町村の動向と比較しての所感、そして、当町はどの分野に注力したかについて伺います。

○議長

総務課長。

○総務課長

ご質問にお答えいたします。

まず、近隣町村の状況ということではありますが、金額は別としまして、商品券を全町民に配付したところ、また、今後配付するところもございます。また、既に実施しているプレミ

アム付き商品券の交付金を充当する予定のところ、また、現金を配付しているところもありますので、各町村によって対応はそれぞれでありますので、その町の考え方次第かと思っております。

そういう近隣の状況でありますけれども、町としましては、国からの条件を遵守しながら、一応全世帯が事業の対象世帯になり得ますので、主に住民税非課税世帯への給付金と商品券発行事業への補助事業について実施していくこととしたものでございます。

以上であります。

○議長

6番、松村 亮君。

○6番

分かるような、分からないようなところではありますけれども、国のことを遵守したというのは当然、大事であるし、他町村との比較というのは絶対されると思うので、やり方がそれぞれあるのは理解していますが、よく頭に入れていただきながら、町民の方とイメージの乖離がないように進めていただけるといいかなと思っております。

次の質問でございます。質問の2番目に、町民に対する経済的支援の基本方針について、現時点でのお考えを伺いましたが、大変理解しました。次に、これはちょっと早口になってしまうかもしれないんですけども、よくよく聞いてお答えをいただければと思います。

経常的ではなく臨時的であれば、経済的支援が可能なのか。そして、経常経費が増えなければ、経済的支援は可能なのか。さらに、財政負担への影響が軽微であれば、経済的支援は可能なのか。

今、申し上げた3点、1かつ2かつ3という条件を網羅するのは大変困難であるというのは理解しておりますが、仮にそれに近い策があった場合、町民に対して経済的支援を講じることが可能でしょうか。伺います。

○議長

総務課長。

○総務課長

ご質問にお答えいたします。

議員が言われた町民への支援策につきましては、私、個人的にも実施できれば一番いいと考えておりますけれども、財政担当課長としましては、やはり今後の町の財政状況というものを考えていかなければいけませんので、そういったことから議員がおっしゃった支援策に

つきましては、町の財政に影響が少なければ支援は可能かなというふうに考えております。

以上であります。

○議長

6番、松村 亮君。

○6番

次の質問に行きます。柳津町民に課せられている税の種類、これについてどんなものがあるか、伺います。

○議長

総務課長。

○総務課長

お答えいたします。

町税ということかと思いますが、主に町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、入湯税などがございます。

以上であります。

○議長

6番、松村 亮君。

○6番

今さら税の話って何なんだいということだと思んですが、確認作業でありました。

考え方としましては、町民に対して配付、給付系のものが難しいと。財政に与える影響があるよということであった場合に、端的に言えば、税金を下げてみたらどうですかというようなお話を聞きたいなと思っているんですが。今ほど述べられた中で、例えば、住民税に関しては課税世帯に共通であると考えますけれども、時限的にそれらの減免措置を講ずるお考えはありますか。そして、イエスかノーになると思うんですけれども、その理由も併せて伺いたいと思います。

○議長

総務課長。

○総務課長

答えとしましては、ノーということでございます。なぜかということではありますが、町税につきましては、町の貴重な自主財源でありますし、減免措置をするということになれば、当然、税収が減りまして、これまで行っていた事業が一部実施できなくなったり、同じく継

続して事業を実施していくとなれば、当然、財源確保のため基金を取り崩して事業を進めていくようになろうかと思えます。

また、町税につきましては、固定資産税や軽自動車税のように町民の一部にかかるものもありますし、町民税につきましては非課税の方もおりますので、そういった方についてはもともと課税されてはおりませんので、率を減じたとしてもメリットがございませんので、公平性という観点では、減免といった方法ではない方法がよいというふうに考えております。

以上であります。

○議長

6番、松村 亮君。

○6番

1つの手法を探るといふようなところでいろいろお伺いしましたが、明確にノーであるという、その理由もお答えいただいたので、この芽はなしかなというところであります。

しかしながら、世論としては、ガソリンの料金なんかでよくトリガー条項の話が出ますけれども、ああいった形でそもそもかかっている税に対してアプローチすれば、皆が受益者になるのではないかという考え方がやはりあるんですね。なので、その辺は少し世の中の動きとして、それが自治体に反映されるかどうかは別ですけれども、頭に入れておく必要はあるだろうというふうに思っております。

ここ数年の新型感染症渦中では、特定世帯への支援がおなじみになりつつある印象を受けます。何遍も申し上げますが、国もしくは県の財源であり用途を指定されている事業である点は十二分に理解しております。であるならば、町当局は、町民に対し中立性や公平性の観点、効果的・効率的な財源投入という点からも、町が単独で展開する事業に関しては、これまでの支援対象から漏れた層や支援が少なかった層などを考慮し、バランスを考えた町民支援施策に努めなければいけないのではないかなというふうに考えております。これは、以前の全員協議会においても執行部に申し上げた経緯がございます。

そこで、町組織全体を円滑に動かすために様々な業務を担当し、また、財政部局を預かる総務課長に現場としてのお考えを伺います。

○議長

総務課長。

○総務課長

ご質問にお答えいたします。

これまでの支援策について、特定の世帯への支援が多いと。町民全体を見たときに、バランスが取れていないので、バランスを考えて特定の世帯以外への支援をすべきということかと思いますが、確かに電気やガス、食料品、また、燃料代などの物価の高騰につきましても、住民税が非課税の方であろうと課税されている方であろうと皆、同じ条件であります。本来であれば、国が全国民を対象にして支援すべきと思うところではございますけれども、国では、特に物価高騰の影響を受けやすい低所得者、いわゆる非課税世帯を対象に支援枠を設けたということでもあります。

財政担当課長としましても、個人的にも条件は同じでありますので、特定の世帯以外へも同様の支援ができればそれに越したことはございませんが、担当課長としましては、やはり将来の柳津町の財政を考えていかなければいけませんので、どうしても国などの特定財源に頼らざるを得ないというのが現場の声ということで、ご理解いただければと思っております。

以上であります。

○議長

6番、松村 亮君。

○6番

おおむね理解したところであります。

1つだけ、苦言ではないですけれども、国としては、この物価高騰に対し低所得者により被害が大きいだろうというような話の認識の下に動いていますよと。国の話なので、別に皆さんにあまり関係がないのかもしれないですけれども。これは、計算すれば多分分かっていただけると思うんですけれども、例えば、生活保護世帯で年金も併せていただけると思います。そういう世帯と、ちょっと具体的な数字は言わないですけれども、仮に世間の物価が5,000円上がったときに受ける影響って、実はそんなになかったりする層があるんですよ。ぎりぎり税金を払っている人たちというのは、結構ダメージを逆に受けるそうであります。この認識は、国がそうは言ったって、計算すれば分かる話なので、疑いを持つというか、そういうロジカルがあるということはちゃんと分かっておいていただかないと、この先、町が展開する施策にも大きく影響してくるような気がしていますので、ひとつくぎを刺ささせていただきます。

それでは、ここからは町長にお伺いをします。

現在、起きていることは未曾有の事態と呼ぶに値すると捉えています。国、官僚、政治家はもとより、地方自治体と地域住民に大きな感覚の隔りがあることを不安に感じています。

町行政の長として、現状における住民生活の苦難に対し、どのような受け止め方をしているか、伺います。

○議長

町長。

○町長

町は、国や県と違って、町特有の様々な事情も分かる。また、町民の生活も身近に感じて分析・判断することもできるという立場にあります。ですから、これまで私も町民との対話を続けておりますけれども、感じているのは、やはり大変厳しい状況に追い込まれつつある方々が多数いらっしゃるというような実感をしております。率直に言えば、危機感も感じているという状況でございます。

○議長

6番、松村 亮君。

○6番

地方公共団体の長として地域住民が身近であると、より。その中から得た感覚としては、大変危機感を覚えているというところで、ぜひそうであってほしかったなと思いましたが、よかったです。

次にですが、答弁に、先行き不透明につき、国の施策状況を踏まえた上で、地域の実情に応じた支援策を講じるとありました。大変テンプレートな感が否めないなと思っております。現状、そして、地方、ここは山間部特有の生活実態、例えば、住民の足の基本は車ですよ、基幹産業の農業に従事される方が多くて、燃料を使いますよ、米価は下落してますよ、そういったもろもろの苦境に立たされている方が、都市部より明らかに多くいらっしゃいます。冬季期間の生活は、都市部よりはるかに燃料高騰の打撃を受けるということもあります。

そういったことを踏まえ、近隣市町村長と協力をし、行政の範疇で切れ目のない強力な住民支援を国や県に要請することは首長の役目と考えられますが、お考えや実施事項について伺います。

○議長

町長。

○町長

こういった厳しいときに隣接町村長と協力・連携をして、できることを一緒にやっていくということは、大変重要なことだと思っております。今現在、私が具体的に考えていること

については、国・県への要望ということではありませんけれども、実際、只見川沿岸で発電所を所有している町村の皆さんとぜひ連携をして、電力事業者に対して電気料金の減免の要望をしていきたいと。これは、特に柳津町内においては特に農業を維持するために大変な電気料金を支払わなければいけないという地区が何か所かございます。産業を守るために、農家の皆さんを守るためにという意味もありますけれども、特に発電所立地の自治体の皆さんと力を合わせて話をしていきたいと。仮にこの話がほかの自治体の皆さんには乗っていただけなかったということであれば、町単独であっても要望していきたいと、そんなことは今、考えているところでございます。

○議長

6番、松村 亮君。

○6番

初めて耳にしましたけれども、電力事業者へのアプローチに関しては、非常に理にかなっているなというか、非常に恩恵が大きいだろうと思っておりますので、ぜひ、孤軍奮闘になるやもしれませんが、町民のためだと思って実施していただけますようお願いを申し上げます。

次の質問であります。現状のいかんを問わず、納税は義務の名の下に取るものは取って財源の安定化、財政の健全化にこだわるあまり、フレキシブルな支出には消極的で、端的に言えば、国・県からのお金が来るまで我慢して待っていてくださいねというような受け止め方をしてしまうのですが、例のごとく主体性に欠ける姿勢であるなど感じております。

仮に、幾つかの事業を凍結して予算を組み替えてでも、今後、町民生活を支援するおつもりがあるのか。町長に伺います。

○議長

町長。

○町長

議員おただしのことについては、全く否定するものではありません。ありませんが、現時点では、その水準に達しているという判断はしておりません。事業を凍結するという点については、一方では、町民のサービスの低下につながるという側面も出てまいりますので、慎重に判断をしていかなければいけないということでございます。全くないということではないということを申し上げます。

○議長

6番、松村 亮君。

○6番

現時点ではその水準に達していないというところで、冒頭、私も申し上げたとおり、今、急いでというか、応急処置をすることにそこまでの重さを感じていないというのが、私も認識としてあります。

しかしながら、ちょっと強い質問をさせていただいたのは、やはり先ほどの同僚議員の話の中にも出ていたかもしれないんですが、やはりリーダーシップの部分であるとか、町行政のそういう姿勢というところ、しつこく言いつつもあれなんですけれども、そういったところがやはり見られてくるよというところでありますので、質問をしました。

次の質問です。今回、なぜ補助と支援についての使い分けを質問したかというところではありますが、補助が常態化し、昨今では他人事のように町民を見ていることが行政全般に目立つことを憂慮しています。行政が取り扱う財の源は、紛れもなく民からのものであり、その民がここ数年の新型感染症で疲弊したところ、生活に追い打ちをかけるような出来事が続げざまに起きています。答弁にあった何らかの社会的・経済的な影響により困っている方を支援するという支援事業のタイミングに該当しているような気がするのですが、町民に寄り添い支えるという強い姿勢が見えません。

小林町政2期目、大変なかなか厳しい船出かなと思っておりますけれども、先ほど述べました、こういったときこそリーダーシップを発揮し、町独自の具体策を講じて小林カラーを見せるべきかなと思うんですが、意気込みを伺います。

○議長

町長。

○町長

町民の生活を支援していくという、その方法については幾つかあるわけですが、先ほど来、話が出ております、支援金を配付をしたり、あるいは、商品券を発行したりということもありますけれども、今、目の前で起きている物価高は、恐らく一過性のものではないと考えております。この状態がまだまだ続くか、あるいは、さらに物価高を招いていくのかというようなふうを受け止められるものであります。ですから、私としては、町民の皆さんが少しでも、働く意欲のある方の労働力であったり、あるいは、一生懸命作った野菜などを現金化していけるような仕組みづくりをぜひともやっていきたいと思っております。これは、即効性は期待できません。できませんけれども、他の支援策と併用しながらというふうなことになると思

いますけれども、やはり年金にプラス分が出る、出せるというようなことが、今後の生活支援策に十分なり得るというふうに思っておりますので、そういったところも併せて考えていきたいなと思っております。

○議長

6番、松村 亮君。

○6番

方法は幾つもあるということで、どうしても一過性のものではないですから、慎重になるという姿勢は十分に理解しております。また、今ほどの答弁の中で、どちらかという、下支えをしっかりとしていきながらも、攻めの部分で町民を支援していきたいというような意気込みが見られたのかなというふうに理解したところであります。

次の質問でありますけれども、実は今回の質問の背景には、世間一般で言う2025年問題と地方自治体が直面している現状、そして、それは今後ますます悪化の一途をたどることが予想されることに対し、行政の認識が伴っていないように見えるという点に課題意識を持っているということでもあります。一問一答なんですけど、大切なことなので、丁寧に申し上げた後、町長に伺います。

コロナ禍、世界情勢に起因する原油高騰や先般の物価高騰に対して応急処置を施すのも1つですが、これはプロローグにすぎないと思っております。町当局には、しっかり考えるいい機会にさせていただきたいというふうに感じています。社会保障をはじめ現役世代の負担は年々重くなることが予想される中、生産年齢人口に属する議員として申し上げたいのは、今回ではなく今後、該当する世代をぜひおざなりにしないでいただきたいというところでもあります。広義における生活支援、今回に関しては家計支援でしたが、それに対する考え方、生産年齢人口の層、そしてそのほかの層との補助や支援のバランスについて、国民負担率や可処分所得、こういったものの推移を踏まえ、いま一度目を向けていただき、小林町政にはしっかりと政策立案をしていただきたいと思っております。そして、何より、これは当町に限らずですが、厚生労働省の国民生活基礎調査やちまたの人口動態予測等を見ても、恐らく従来どおりの行政手法に固執するのは、今後ナンセンスであり、もう既に危険水域にあるとさえ思っております。

そこで、今ほど述べた従来の行政手法のくだりに対し、そして、さきに述べた生産年齢人口とそれ以外の層との補助や支援のバランスの再考について、この2点について町長に伺います。

○議長

町長。

○町長

町民の中には、様々な生活形態があります。例えば、仕事、貯蓄、あるいは、家族、これらの有無などがありますが、行政の行う補助、あるいは支援は、全町民に原則、公平・公正に行うということが広く伝わっていると思いますけれども、これがかえって結果的に不公平、不平等を招くこともあるんだと私は思っております。町民個々の実態を把握して、よりきめ細かな補助、あるいは支援、こういったものに心がけることは大変必要なことだと思っております。しかしながら、町民個々の実態を把握していくということは、なかなか難しい部分もありますので、今後の町の課題としましてこういったことを頭に置きながら、今後に向けて考えていきたいと、そんなふうに思っております。

○議長

6番、松村 亮君。

○6番

最後になります。

町で、やはり皆さんが礎だと私は思っていて、だからこそ細かいことを言うんですけども、根拠が薄いとか、皆さんが基礎なので、基礎がもろいと町ってすぐ倒壊しちゃうよというふうにもいつも思っています。

今回に限らずですけども、毎回、一般質問で表現の仕方、それぞれありますが、議員各位も、皆さんに期待するからこそ、厳しい指摘を投げかけることで職責を全うし、町民の負託に応えようとしていることについては、ご留意いただきたいと思っております。

最近の傾向ですけども、議会に指摘をされるのが嫌だと。ややもすると、議会のせいで町執行が順調ではないというような雰囲気を感じるときがありますけれども、それって、我々は当たり前のことをしているだけであって、二元代表制の下で考えれば、非常に議会、逆に向き合わないというのは、向き合うことをしないっていうか、そういうのってすごく議会軽視だなって、こういうのが議会軽視だなと私は思っています。

通告の質問からそれる部分ではありますけれども、やはり二元代表制の根幹が揺らぐとなると、町民にもいい政治というのを提供できない、展開できないと思いますので、最後、町長に今後、議会との向き合い方について答弁をいただいて、質問を終わりたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

大変難しい問題というか、突然の質問であったのであれですけども、やはり議会と執行部というのは、二元代表制を取っているという中で、これはあくまで対等な立場にあります。そして、執行部には執行権という権限があり、また、議会には、執行部の仕事をチェックしていくというような権限があります。これら権限をしっかりとそれぞれ確認をして、お互いにそれぞれの仕事を軽視することなく、尊重し合いながら、切磋琢磨しながらやっていくというのは、当然、必要なことだと思います。ときにはちょっと激しい議論を交わしたりということも、これは当然、必要になってきますけれども、しっかりと執行部の仕事、議会の仕事というのを整理をさせていただきながら、これからはやっていきたいなど、そんなふうに思っております。

○議長

これをもって、松村 亮君の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎議案の上程

○議長

日程第6、議案第63号「令和4年度柳津町歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第63号「令和4年度柳津町歳入歳出決算認定について」提案内容を説明いたします。

令和4年度柳津町一般会計の決算につきましては、歳入総額42億7,527万9,333円、歳出総額41億1,131万4,922円、歳入歳出差引額1億6,396万4,411円となったものであります。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源は4,430万円でありましたので、これを除いた実質収支は1億1,966万4,411円となったものであります。

次に、特別会計であります。令和4年度柳津町土地取得事業特別会計の決算につきましては、歳入総額35万2,337円、歳出総額25万7,620円、歳入歳出差引額9万4,717円となったものであります。

次に、令和4年度柳津町国民健康保険特別会計の決算につきましては、事業勘定で歳入総額4億8,738万5,070円、歳出総額4億7,420万9,605円、歳入歳出差引額1,317万5,465円となったものであります。また、施設勘定では、歳入総額5,795万3,622円、歳出総額5,538万8,948円、歳入歳出差引額256万4,674円となったものであります。

次に、令和4年度柳津町後期高齢者医療特別会計の決算につきましては、歳入総額5,533万6,983円、歳出総額5,468万9,559円、歳入歳出差引額64万7,424円となったものであります。

次に、令和4年度柳津町介護保険特別会計の決算につきましては、歳入総額5億7,501万2,762円、歳出総額5億6,520万2,741円、歳入歳出差引額981万21円となったものであります。

次に、令和4年度柳津町簡易水道事業特別会計の決算につきましては、歳入総額2億384万3,021円、歳出総額1億9,827万1,491円、歳入歳出差引額557万1,530円となったものであります。

次に、令和4年度柳津町町営スキー場事業特別会計の決算につきましては、歳入総額410万7,928円、歳出総額400万7,928円、歳入歳出差引額10万円となったものであります。

次に、令和4年度柳津町農業集落排水事業特別会計の決算につきましては、歳入総額9,948万8,132円、歳出総額9,837万2,322円、歳入歳出差引額111万5,810円となったものであります。

次に、令和4年度柳津町下水道事業特別会計の決算につきましては、歳入総額8,572万1,915円、歳出総額8,401万6,070円、歳入歳出差引額170万5,845円となったものであります。

次に、令和4年度柳津町簡易排水事業特別会計の決算につきましては、歳入総額556万3,228円、歳出総額531万6,352円、歳入歳出差引額24万6,876円となったものであります。

次に、令和4年度柳津町林業集落排水事業特別会計の決算につきましては、歳入総額480万7,772円、歳出総額460万4,252円、歳入歳出差引額20万3,520円となったものであります。

以上で、各会計の決算概要の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

次に、代表監査委員から決算審査意見書の報告を求めます。

代表監査委員、岩佐利昭君。

○代表監査委員（登壇）

それでは、令和4年度の一般会計をはじめとする11の特別会計について、地方自治法に基づく決算の審査を岩淵委員と共に7月20日から7月31日までの間、実質7日間実施いたしました。

本来でありますと、細かく数値等をご説明するところではありますが、本職におきまして本議会のコロナウイルス対策に賛同いたしまして、簡便に報告しますことを、ご了承ください。

なお、詳細な数値、決算の動向については、記載のとおりでありますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

最後のページをお開きください。

審査総評を申し上げます。

令和4年度の柳津町一般会計及び11の特別会計の歳入歳出決算については、計数に誤りもなく、関係諸帳簿及び諸書類も整備されており、会計経理は正確な決算であると認めるものであります。

以下、記載のとおりでありますので、省略させていただきます、決算審査意見書の報告とさせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

○議長

これで代表監査委員の報告を終わります。

お諮りいたします。

議案第63号「令和4年度柳津町歳入歳出決算認定について」は、議員9名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っておりますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、議案第63号「令和4年度柳津町歳入歳出決算認定について」は、決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

決算特別委員会の正副委員長を議長において指名したいと思っておりますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認め、指名をいたします。

決算特別委員会委員長に3番、伊藤 純君、副委員長に1番、磯目泰彦君を指名します。

なお、決算の審査に当たり、町長並びに所管の課長及び係長の出席を求めます。

◇

◇

◇

◎休会の議決

○議長

お諮りいたします。

本日、これより9月13日午前10時までを決算審査のため休会といたしたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本日これより9月13日午前10時までを休会とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

◎散会の議決

○議長

お諮りいたします。

本日は、これをもって散会といたしたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本日はこれをもって散会といたします。

長時間、ご苦勞さまでございました。(午後2時56分)

